

イギリスの地方自治体のスポーツ行政

内 海 和 雄

一 イーストミッドランズ地方のスポーツ政策

1 イーストミッドランズスポーツカウンシル（準政府機関の地方支部）

一九六五年設立のスポーツカウンシル（諮問機関）は、その政策遂行のために、イングランド内では一〇地方（Region）にいわば支部として地方スポーツカウンシルを設立した。⁽¹⁾ その一つがイーストミッドランズスポーツカウンシルである。この地方は、図1に見るように、イングランド中部の東に位置し、五県（ノッティンガム、レスター、ダービー、リンカーン、ノーサンプトン）と、その中の四〇の郡・市から成り立っている。

当初は身体レクリエーション中央評議会（CCPR）の職員をそのまま動員して事務局を兼ねていたが、スポーツカウンシルが七二年に執行機関化したのを機に、彼らを正規公務員職員とした。このイーストミッドランズ地方では職員七名、秘書七名で活動してきた。特に職員の専門性は高く、後に述べる諸研究班では具体的な政策づくりの中心

としてその能力を最大限に發揮した。しかし保守党の地方スポーツカウンスル廃止計画により、一九九七年からはその機能は大幅に削減され、職員と秘書がそれぞれ二名ずつになった。現在の活動の中心は、傘下の五県のそれぞれのフォーラムである。以下は主に一九九六年までの歴史と活動である。

2 イーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンスル (EMCSR)

以上は行政組織としてのスポーツカウンスルの支部であるが、それぞれの地方には合議体としてのスポーツ・レクリエーションカウンスルが設けられた。ここイーストミッドランズ地方でも次のような目的・組織でのイーストミッドランズスポーツカウンスル (EMCSR) が設けられ、地方のスポーツ発展に貢献してきた。(この準政府機関と評議会の組織と活動の識別が、現実にも未だに不十分である。)

① 目的

国と地域との接点として、それぞれの側面からの政策要求を交流させ、さらにこの地方独自の政策の推進母体として、実質的には次のようなイギリスのスポーツ政策を担う組織である。

- ・自治体やスポーツ関連機関の相談、共同、討論のためのフォーラムの場合
- ・スポーツカウンスルの全国的戦略や他の関連組織の戦略を考慮する地方レベルでのスポーツやレクリエーションの戦略的な概観の提供

図1 イーストミッドランズの位置



- ・ 国や地方レベルのスポーツやレクリエーションの戦略の実行の探求

そしてより特別には、執行委員会を通じての、

- ・ 資源の活用方法、勧告の作成の仕方、補助金の配分方法などについて、スポーツカウンシルや他の組織へのアドバイス

- ・ 短期、長期に渡るスポーツとレクリエーションの促進と保護

- ・ 要請に応じて、国の政策の発展、共同そして実行で援助するために、スポーツ大臣やスポーツカウンシルへのアドバイスや情報の提供、等を司る。

② 重点活動

以上の目的を遂行するために、次のような四つの重点活動を設定した。

a 参加促進―スポーツ・レクリエーションへの参加の住民促進と競技水準の向上であり、ここでは種目連盟の役割が重要である。そればかりでなく、地域自治体の役割は決定的である。重点領域として、都市のスラム地区、青少年、主婦、四〇歳以上、障害者、新スポーツ種目の普及が挙げられる。

b 施設建設―地域の要求に対応するスポーツ・レクリエーション施設のバランスのとれた提供のためにパブリック（行政）、ボランティア（自主的組織）、プライベート（企業）の、各機関の間での概念、態度の促進を図る。重複を避けながら、都市部にも農村部にも質量共に施設が必要である。優先地域として、都市のスラム地区、計画研究班によって認められた特別必要地区、屋内、屋外施設の不足する地域が挙げられる。

c 助言と情報活動―施設の発展に関して施設の大きさ、範囲、デザイン、管理について助言を提供する。それと共に、有利な財政的方途を探索する。

d 理念・連絡・連携の強化―すべての機関での理念、概念、新たな思考の発展を促す。これらの理念と、スポーツカウンシルの目標の追求との関連で有効な機能の確立である。

③ 組織・構成

このイーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシル(EMCSR)の構成は表1の通りである。議長はスポーツ大臣によって任命される。副議長はカンントリーサイド・自然保護関連と自治体を代表してそれぞれ一名である。

構成はグループ別からも分かるように、自治体・関連行政諸団体・スポーツレクリエーション他の関連団体の代表が一堂に会している。こうしてそれぞれの団体の利益を反映させる機構を保障している。したがって、このEMCSRでの合意は、地方レベルでのスポーツ政策推進の要である。

総会―以上のように正会員九八名、準会員二四名、合計一二二名で構成されている。この構成で年二回の総会が開催され、先の目的を遂行する。後のチャーンウッド郡の歴史でも触れるが、郡として、あるいは郡や地域レベルでのスポーツ・レクリエーションカウンシルとして、このイーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシルへ代表を送れるかどうかは、当時としては最大の関心事であった。もしも代表を送れなければ補助金をはじめとして、国との関連で他団体の後塵を拝すことになりかねないとの意識があったからである。

また、この地方が郡・市のスポーツ政策にも直接に関わったので、県のスポーツ・レジャー部門と政策の位置が相対的には影が薄くなった。県の場合はもちろん県独自の政策と財政を持ったが、地方と郡・市の間にあって、実質的には地方と郡・市との橋渡しの存在となった。

総務委員会―日常的な執行は構成三六名からなる総務委員会(General Purposes Committee)で行われる。こ

イギリスの地方自治体のスポーツ行政

表1 イーストミッドランズスポーツ・
レクリエーションカウンシルのメンバー構成

議長		1名
副議長		2名
<u>正会員</u>		
グループA—地方自治体		
各県議会から2名		10名
各地域議会から1名		40名
各県の地区議会グループの代表1名		5名
グループB—同類の団体		
地方ツーリスト局	1	
セバーン・トレント上下水道局	1	
アングリアン上下水道局	1	
ピークパーク合同計画局	1	4名
グループC—スポーツ・レクリエーション		
屋内スポーツ	6	
屋外スポーツ		
屋外レクリエーション	12	
カントリーサイド保護	6	
障害者スポーツ	1	
地主/農夫/森林所有者	6	31名
グループD—スポーツ大臣の代表		5名
		合計 98名
<u>準会員（非投票権）</u>		
グループE—イギリス水路局		
カントリーサイドコミッション	1	
イングリッシュツーリスト局	1	
森林局	1	
自然保護委員会	1	
スポーツカウンシル	1	6
グループF—政府の関係省		3
グループG—関連団体と協同会員（例えば、イギリス産業連盟、労働組合連合、全国プレイングフィールド協会、英国体育講師協会、炭坑社会福祉連盟、イーストミッドランズ芸術協会、軍隊他）		
	15	24
	合計	122名

では次に述べる研究班によって作成された勧告を検討し、総会へ提出する。

計画研究班―この地方全般のスポーツ・レクリエーション施設建設に関する計画すべてを総務委員会にアドバイスする。委員は二九名。

水辺レクリエーション研究班―水辺レクリエーションの政策について総務委員会へアドバイスする。委員は三〇名。
 カントリースайд研究班―カントリースайдでの楽しみや施設の保護や管理の両者での政策について総務委員会へアドバイスする。委員は三四名。

技術・情報サービス研究班―土地の活用やスポーツ・レクリエーション施設のデザイン、管理に関わる専門技術への援助を行う。また全国のスポーツカウンシルと情報交換をする。委員は一七名。

スポーツ推進研究班―スポーツへの大衆参加や高度化の方策について総務委員会へアドバイスする。「スポーツ・フォー・オール」の推進でスタッフを支える。スポーツ・レクリエーションの推進に関わって協力し、トレーニングコース等を主催する。委員は二名。

補助金研究班―自主的組織への補助金に関わって総務委員会へアドバイスする。特に、スポーツカウンシルからの要請に応じて勧告を作成する。

筆者は一九八〇年一月二四日の午後二時三〇分より、傘下五県の一つノーサンプトン県の県議会場で開催されたイーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシルの総会を傍聴した。投票権所有者九八名のうち、参加は五〇余名であった。

会議開催に先立ち、議長は本日の傍聴者として日本から来ている私を紹介してくれた。二時三〇分からの開始で、三時三〇分にはティータムが一五分設けられ、さすがイギリス的でゆったりとしたものである。議事は事前に郵送

されている分厚い資料を基礎に、てきぱきと活発な討論を伴って進行された。

議題は総務委員会からの報告と各研究班からの報告の討論と承認である。

総務委員会からはこの間に、各県毎の自治体のスポーツ・レクリエーション関係者との今後の政策策定に関する懇談会の成果が発表された。特に今日の社会におけるスポーツ・レクリエーションの位置や今後のスポーツ・レクリエーションの発展における優先事項の検討、自治体財政の逼迫下での対応、関連機関との共同推進、住民のスポーツ参加、高度化の推進、施設建設の合同提供と共同活用も検討された。特に県教育委員会が郡市レベルの教育委員会との共同活用での討議をしたが、学校管理者側からは不評であった。これは施設破損等が多いからである。今後、これらにもっとアピールするなどの対処も話し合われた。

補助金研究班からはクラブレベルから提出されている各種事項に対するローンの割り当てと特別必要地域に対する補助金の配分案が提出された。

カントリーサイド研究班からは田園地域のレクリエーションの政策が提起された。

計画研究班からは、近日中に完成される政策文書「施設」と「田園レクリエーション」の報告があった。特に大衆的な参加促進策の重点として、高齢者・退職者、失業者、若い主婦層、学校卒業者へのスポーツ継続、都市内部への特別な手だての必要性が強調された。そのためにもリーダーの質量の改善、必須な施設の提供、コミュニケーションの改善、新クラブの設立を強調した。また、特別キャンペーンとして国際障害者年にちなみ、この点での発展や、スポーツ連盟の一層の発展、重点種目（一九八〇年度はフェンシング、バドミントン、ボート、卓球）での高度化やコーチ教育が計画された。

水辺レクリエーション研究班からはカントリーサイドコミッションとの連携の下に政策文書の作成中である旨が報

告された。

技術・情報サービス研究班からは夜間照明付きの多目的コートの建設、施設の合同提供と単独提供の費用や長所の比較研究が各自治体に配布されたこと、低費用による温水プール建設研究等が報告された。

以上のように、イーストミッドランズ地方のスポーツ・レクリエーションの全般的な政策とその実行について、かなり詳細な研究を基盤に、全体的な討論で推進している。ここに、国レベルでのスポーツカウンシルの一般的な政策を各地方で具体化する方が検討されている。しかも予算の具体的な執行もオープンに行われていることは、スポーツ・レクリエーションの地方的な推進にとって、その民主主義的な進め方が何よりも重視される。また、この段階での研究出版物やパンフレットが多量に、一般市民向けに提供され、情報の普及に対してかなりの力が投入されていることも、特筆に値する。こうして政策立案過程と政策の共有化において地域関係者、住民の間に十分な民主主義が具体化されている。以上が、会議を傍聴した上での実態と感想である。

④ 歴史

一九六六年六月六日、ノッティンガム県選出の下院議員ウインターボットムを議長として設立された。この地方レベルのスポーツカウンシルの行政と合議体のそれぞれの活動は以下のように概観できる。

a 一九六六―七〇年・情報収集の時期

この地方カウンシルの出発でもあるが、今後のスポーツ政策の発展の上で、施設の建設は先ず第一になされなければならぬ課題であったが、しかしいかなる規模の、いかなる形の施設を建設したらよいかも、全くといってよいほどに知識がなかった。そのため活発な実態調査がなされて、地域の実情が把握された。これまでスポーツ施設実態調査は国レベルでも殆ど行われてこなかったからである。この時期、この地方での施設はプール一〇、体育館八、ゴルフ

フコース一、水辺のレクリエーション施設一〇であった。

この時期は又、自治体のローン貸付、自主的クラブへの補助金、中央政府へのアドバイス等、地方カウンシルの専門性と影響が認められた。

特に施設活用については、学校や企業の地域との共同活用化も提唱された。

b 一九七〇―七五年…計画策定と建設

この時期の地方カウンシルの役割は七二年の執行機関化とそれに伴う「スポーツ・フォー・オール」政策の推進により、活動はいっそう活発化し、その重点は施設建設に関して国からの補助金の活用とスポーツの大衆参加の促進であった。一九七四年には自治体の再編があり、スポーツ施設建設の上では有利に働いた。

活動の多様化により、合議体の中に「計画」「技術助言」「スポーツ発展」「水辺レクリエーション」「田園レクリエーション」「補助金」の各研究班を設けて、より専門的な検討を行った。

各種セミナーも積極的に行った。「インドアボウルズ施設」「スポーツセンターの管理運営」「屋外ボウリングとクリケット場の芝生の維持」「人口スキー場」「スカッシュ施設」などである。

この間の補助金は、行政からの企画五〇件、自主的団体から七六件を補助した。

施設建設は共同活用を前提とするものを推奨した。またノッティンガム県には国際的な国立ホルムピエールポン水上スポーツセンターが開場した。

七〇年代は、計画が重要なキーワードである。また自治体のスポーツ・レジャー財政も、国レベルでの福祉国家的施策のこの分野への浸透に伴い、徐々に拡大してきた。「スポーツ・フォー・オール」政策のキャンペーンが活発になされた。そして、これまでの調査・研究が結実し、各種の出版物として活発に出版されだし、情報の発信源として

も重要な位置を占めつつあった。⁽³⁾

c 一九七五—八〇年…諸資源の活用と特別な試行

七七年にイーストミッドランズスポーツカウンシル(EMSC)からスポーツ・レクリエーション地方カウンシル—イーストミッドランズ(SRRCEM)に名称変更された。これは国レベルでの変更の反映でもあり、これまでのスポーツだけから広く身体レクリエーションをも含めた結果であり、かつ地方カントリーサイドコミッションとの連携も密になった。

農村地区や都市の密集地区を特別地区として、政策の重点化を行い始めた。特に「地域のサッカー」キャンペーンでは、地域のプロサッカーチームとの連携で、若者がスポーツに参加する機会を設けた。

地方財政の縮小の中でも行政企画四五、自主的組織企画一二九、そして特別地区への施策三九が実行された。この辺りから、都市密集地の問題が深刻化しつつあり、特別な対策を要していた。

レスターのロットランドには水辺レクリエーションのための広大な人造湖が誕生した。また、ノッティンガム県ラッシュクリフ郡のスポーツセンターの経営がスポーツカウンシル経営優秀賞を獲得した。

d 一九八〇—八五年…技術的時代

施設建設で新たな進展があった。コート表面の材質の改善やその他の素材の改善が行われ、スポーツカウンシルのテクニカルユニットでは「SASH I」⁽⁴⁾(Standardised Approach to Sports Halls I)計画が確立し、統一規格によるより安く、速く、便利な施設建設が可能となった。この間行政企画七一、自主的組織企画一一〇、特別地区四八の企画が実現した。そして、スポーツ参加のためのより具体的な施策が採られた。例えば、「五〇歳以上の参加キャンペーン」「ボウルズを習おう」「失業者のためのスポーツ」「地域スポーツ計画」「地域体力計画」等である。ま

た、チャーンウッド郡内のラフバラ大学にある全国コーチング財団との協力で、コーチャリダーの養成がなされた。一九八二年には中央のスポーツカウンシルが政策文書『地域とスポーツ一〇年計画』を発表したが、イーストミッドランス地方でもそれと連動して、『イーストミッドランス地方におけるスポーツとレクリエーションの提供一八〇年代の行動計画⁽⁵⁾』（一九八三）を作成した。この『行動計画』は大きく次の四つの柱から構成されている。

- ・ 参加推進
- ・ 施設提供（インドア施設、インドアプール他）
- ・ 田園レクリエーション
- ・ 水辺のレクリエーション

例えば「参加促進」では次の二つの年齢階層を重点とした。一三―二四歳と四五歳以上である。前者は学校卒業者、失業者、若い母親・主婦、貧困地域（都市、農村）、障害者が主な対象であり、後者は失業者、退職者、貧困地域（都市、農村）である。これらの階層の人々は、これまでの福祉国家政策の下でもその恩恵が比較的薄い集団であり、八〇年代初頭の都市暴動の教訓の上から、全国でもそして地方でもそれらの人々への対応が重視されたものであり、参加しやすい計画を積極的に編成するように、傘下の関連機関に推奨している。

また「施設提供」では、スポーツカウンシルの統一企画である「SASH I」「SASH II」の実現を提起し、傘下の自治体における施設不足地域のリストアップもしている。特に、プール、ボウルズ、スカッシュ、インドアテニス、インドアとアウトの陸上競技場、体操場他の施設の提供である。

「田園レク」と「水辺のレク」はそれぞれの施設の現状評価と提案である。そしてこの『行動計画』は次の諸機関にも配布され、相互の情報交流としている。

・各県議会 ・地区議会 ・地区議会協会 ・上下水道局 ・地方ツーリスト局 ・イギリス水道局 ・ピークパーク合同計画局 ・カントリースайдコミッション ・自然保護団体 ・スポーツ連盟 ・農村地域評議会 ・環境省 ・自然保護評議会 ・スポーツカウンシル ・身体レクリエーション中央評議会 ・農場と領地主協会
 こうして、関連する行政機関ないし外郭団体のすべてとの連携を取りながら施策が進められた。

e 一九八五―一九九一年…参加が重点

八一年の各地での都市暴動は、地域スポーツの重要性をいっそう促進した。そのために国レベルでは住民のスポーツ参加への施策が積極的に行われた。そのための人材養成も活発化した。「君のスポーツは何?」「スポーツを考えよう」キャンペーンが実行され、特に若者の参加が重視された。

一九八六年にはイーストミッドランズスポーツ・レクリエーション組織連盟が設立され、組織間の連携を高める試みが始まった。

地方の政策は中央のスポーツカウンシルの政策文書『地域とスポーツ…九〇年代へ』(一九八七)との連携の下に、計画された。一九八八年の教育改革法によって、学校と地域との共同活用計画がいっそう推進されることになった。ノッティンガムでは室内テニス場が建設され、ホルムピエールボン水辺公園に人工のカヌー場が建設された。

f 『実現しようぜ』 Taking Shape』(一九八八)

既述のように一九八一年には地方スポーツ戦略が開始され、施設(体育館、プール、フィールド)が建設され、学校施設も改善された。参加推進策も採られた。

そして八〇年代の政策を反省し、九〇年代を展望する地方スポーツ戦略『実現しようぜ』が八八年一二月に開始された。これは、中央のスポーツカウンシルの同年の『地域におけるスポーツ―九〇年代へ向けて―、八八―九三年の

戦略』(一九八八)の地域的具體策となるものである。

具体的には、施設建設を優先順位に置いて、各自治体が関連機関との共同計画を策定しながら、体育館、プール、屋外芝ピッチ、屋内全天候ピッチ等を建設したり、既存施設のよりよい活用を研究し、既存施設の消失を防ぐことも焦眉の課題であった。つまり「余剰」の学校施設を売却する政策が八〇年代のサッチャー保守党政権によって推進されてきたからである。地方レベルではこうした「抵抗」が見られた。また、新たなスポーツとして若者に人気のある自動車と空中スポーツも重視された。そして住民要求を配慮するために人口構成の恒常的分析を重視しながら政策の推進に当たった。

g 『地方レクリエーション戦略の見直し』⁽⁶⁾

一九九三年四月、EMCSRは、四〇〇万人を対象とする真の「スポーツ・フォー・オール」のための先五年のスポーツ・レクリエーション政策策定のために、これまで一九八八年以降に推進されてきた地方レクリエーション戦略である「実現しようぜ」の見直し作業に入った。折しも一九九三年四月一日をもって、これまでの名称「スポーツ・レクリエーション地方カウンシル・イーストミッドランズ(SRRCEM)」から「イーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシル(EMCSR)」に変更された。とはいえ、行政組織としての「スポーツカウンシル・イーストミッドランズ(STEMR: Sport Council-East Midlands Region)」と地方評議会としての「イーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシル(EMCSR: East Midlands Council for Sport and Recreation)」の差異が一般社会でこの段階においてもなかなか識別されなかった。これはこの分野の一般社会への普及度の目安でもある。前者は国によるこの地方へのスポーツカウンシルの優先機関であり、後者の一構成団体であると同時に事務局員を派遣している。一方、後者はSTEMRをも含みながら、スポーツに関心を持つ公共機関、自主団体、

商業機関の合議体であり、一九七六年の創設以来、イーストミッドランズ地方全体のスポーツ・レクリエーションの戦略の準備と実行に責任を持っている。

さて、EMCSRは、一九八八年以降実行してきた戦略『実現しようぜ』の見直し作業に入った。そのために一九九二年九月に会合を持ち、その一二月から一九九三年二月に掛けて、関連団体へ向けて、これまでの戦略とこれからの方針への願望をアンケート調査した。これには七〇以上の文書回答と、三五の口頭回答が寄せられた。

回答を寄せた機関等の内実を見ると、以下のものである。

- ・ A 部門…県議会（回答数 5）
- ・ B 部門…県を基盤とする組織（8）
- ・ C 部門…地域ないし郡議会（20）
- ・ D 部門…スポーツ連盟（4）
- ・ E 部門…パークパーク合同計画局（1）
- ・ F 部門…政治家（6）
- ・ G 部門…卓越したスポーツクラブと商業組織（4）
- ・ H 部門…地方機関（13）
- ・ その他…（2）

多様な領域からの回答が寄せられたが、スポーツ固有の組織、商業組織そして政治家からの反応が相対的に低かった。これはスポーツ政策自体への無関心さよりも要請文(Brief)があまり魅力を持たなかったからであろうと理解されている。いずれにしても、スポーツ政策立案上、これだけの組織にヒアリングを行い、広く深く意見を徴収して

いる姿勢はイギリスの政策立案上の民主主義的な特徴として注目されてよい。

さて、『実現しようぜ』への「一般的感想」と「再検討計画」のより詳細は注(7)に掲げる。そこには回答者たちの考える現状判断、批判、今後への期待が示され、問題状況を見る上では重要である。

感想の内容をいくつか見ると、政策は柔軟で現実的に、政策遂行の定期的モニタリングを、また、EMCSR自体の地位向上のためにロビー活動を活性化せよとの提言もある。そして政策の広報活動の重要性も指摘されている。また、それぞれの政策の重点の必要性として、指導人材の育成、青少年や低参加グループへの地方全体への配慮が、そして平等な機会の保障が指摘された。そして政策が地域諸組織の合同計画の上で、炭坑地区を抱えるこの地方にとって、閉山の影響をしっかりと捉えておくことや学校開放の方途も提起されている。そしてこうした激動期に、大胆な政策の再検討への懸念、つまり財源保障への心配が最大の関心事であり、それは公共、自主的組織そして私企業の部門にも該当することが述べられている。

こうした多くの意見を基盤にしながら、具体的な政策再検討計画が立案されたのであり、それは次の『障害を乗り越えて』に具体化されて行くことになった。

調査全体の結論としては、「スポーツ・レクリエーションへの参加機会の推進にはいままお大きな障害があり、それらは個人的な問題もあるが、より広い構造的かつ政治的な制約である。」として、その基本的な認識を示した。

h 『障害を乗り越えて』イーストミッドランズ地方のスポーツ・レクリエーション戦略 一九九四—一九九八⁽⁸⁾

この戦略(政策)は、先の『地方レクリエーション戦略の見直し』を基礎に、一三の特別チームを編成して作成したものである。九つの目的を設定し、それぞれについて詳細な具体案を示した、大部なものである。そして、このイーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシルの政策立案能力の高さをも示すものである。その第一目

的は次のようである。

第一目的―「すべてのレベルでの真のスポーツ・フォー・オール」を実現するために、関連するすべての機関が長期の目的に向かって、六つの原則を計画、政策に採用する。

この基本的な目的は、これまでの努力にも関わらず、「スポーツ・フォー・オール」が未だ不十分との現状分析に基づくものであり、それをこのEMCSRにおいて、改めて基本目的として、しかも「すべてのレベルでの真の」という強調が付いた点も重要である。

その目的は以下のようなレベルを伴って進められる。(図2参照)

- ・基礎―決定的な第一ステップ…理想的には、基礎的な技術が人生の初期の段階で学習される。

- ・導入―いかに楽しむか…ルール、決まり、行動等はすべてスポーツの部分である。

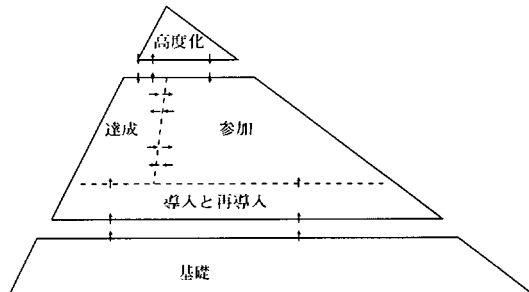
これらの学習は基礎から続いている。しかし、新たなスポーツに出会うとき、その後の人生でも行われる。

- ・参加―参加することの本当の楽しみ…レジャーセンター、クラブそして田園で提供される機会の大半。楽しみ、体力、社会的理由での参加。

- ・達成―改善への挑戦…多くの人が、個々の目標を改善し、競い、達成するために選択する。知識不足、支持不足は高度な達成を困難にする。

- ・高度化―頂点への接近…頂点を目指す能力と動機のある人は、地域、地方そして国家レベルでの名譽をもたらす。

図2 スポーツ参加のレベル



このレベルは特別な支持無しには全く不可能である。

以上のレベルですべての人々のスポーツ参加のための諸政策が立案されるが、それぞれの政策の中には次のような六つの原則をすべてに貫徹することによって、イーストミッドランズ地方における「すべてのレベルでの真のスポーツ・フォー・オール」という新たな戦略を実施しようとしている。

・長期的視野での計画作成―明確な長期的政策が無ければ、個々の努力は徒労に終わる可能性もある。現在多くのスポーツが未だコーチや組織運営者や新分野の開拓者の不足に悩み、公共資金の低下、部活動の減少等の中で、関連機関との協力の下に明確な目標を設定することが何よりも必要なことである。

・生涯学習へ子どもからの出発―子ども期のスポーツとの出会いが生涯のスポーツ参加に大きな意義を持っている。だからこそ、子どもたちのスポーツ参加を保障する必要がある。しかし現状の子どもスポーツ組織と成人のクラブとの関係は弱い。またフェアプレイの見本を成人が示すことも大切である。過熱は避け、子ども中心の指導が求められる。学校、地域スポーツクラブ、教育委員会等の連携、教師、コーチ、スポーツ推進員等の共同活動が必須である。特に小学校教員への援助が求められている。

・共同活動の推進―あらゆる計画も単独で進めようとしても無理である。この共同活動の推進は六つの原理の内でも中心的なものの一つである。関連機関の共同行動は、計画実行の上で必須である。そのためにはじっくりと時間を掛けて計画すること、具体化の段階で十分な相互理解を必要とすること、相互の利益となることも必要である。「しっかりとした基盤の形成」「幅広い協力者の参加」「高度化へも援助」等が共同計画の範囲になるであろう。

・ギャップの克服―「すべてのレベルでの真のスポーツ・フォー・オール」の推進は、施設、コーチ、リーダー、

管理者の不足が中心となる。したがって、この理念と現実とのギャップをいかに縮めるかが課題である。基礎・参加・高度化のそれぞれのレベルでの不足の実態把握が前提となる。

・参加機会の増加（初心者にも熟練者にも）―過去一〇年間のスポーツ参加は着実に増加したが、いくつかの大きな格差も存在する。例えば、スポーツ参加の男女差を見ると、男性の七三％に対して女性は五七％であり、職業的には専門職の七八・五％に対して未熟練工では四四％、そして民族的少数者の点では全体の成人が六五％であるのに比べてバキスタンやバングラディッシュ出身者は三七％である。これらの解決のためにはかなりしっかりとした目標対象を定める必要があり、より多くの指導者の力が必要である。

・機会の平等（平等とフェアプレイ）―スポーツは不平等を解消する優れた媒体であり、スポーツへの参加が障害を克服し、自信を付け、人間関係を形成するうえで有力な手段である。そのためにも、長期にわたる計画、十分な利益を得ていない階層の人々との会合、特別にスポーツを要求している人々の把握、参加の少ない階層の中からの指導者の養成等が必要である。また、フェアプレイのあらゆるレベルでの徹底が求められている。

この『障害を乗り越えて』はこれ以外に八つの目的を設定し、それぞれ具体案を示し、その実行化を図っているが、その詳細は注(9)に示す。

『障害を乗り越えて』の概略は以上である。これはこのイーストミッドランズ地方のスポーツ・レクリエーション政策の全体的なものであるが、その詳細の体系、そして推進の方法、またこの政策作成過程における地域・地区にまで及ぶすべての関連機関との接触と連携は緻密であり驚嘆に値する。そしてこうして作成された政策全体を見るとき、その政策作成能力の高さにも感心する。これは、決して政策作成レベルばかりでなく、その実行過程での能力の高さを示すものであり、これまでの歴史がそれを物語っている。

以上、イーストミッドランズ地方を事例として地方スポーツカウンシルの役割、活動の実態を見たが、既述の「目的」で見たように中央のスポーツカウンシルと地域とを繋ぐ重要な位置にあり、スポーツ政策立案、実行の上で決定的な役割を果たした。

時々のスポーツ大臣の意向による多少の違いは有るにせよ、地方スポーツカウンシルからの地方、地域の課題把握と全国課題の地域での実施において、この地方スポーツカウンシルは要であった。例えば、地方スポーツカウンシルが中央のスポーツカウンシルの政策を一旦納得すれば、それらはすぐに地方自治体や地域スポーツクラブに伝えられ、活発に推進されたのである。一九七〇年代や八〇年代の施設建設の発展は何よりの具体例であり、自治体の中の専門的なレジャー部門の成長も、この地方スポーツカウンシルの助言やそこで配分される中央のスポーツカウンシルの補助金によって支えられたのである。⁽¹⁰⁾

(1) 以下の一〇地方である。

イースト、イーストミッドランズ、ウエストミッドランズ、グレーターロンドン、ノース、ノースウエスト、サウス、サウスイースト、サウスウエスト、ヨークシャー

(2) East Midlands Council for Sport and Recreation, *The Regional Council for Sport and Recreation-Fulfilling its role over 25 years*, 6th June 1991.

(3) 六〇年代後半は、地域のスポーツ施設の実態調査が活発に行われ、七〇年代に入るといろいろな研究成果がパンフレットとなって出版され、多くの関係者そして住民一般も入手できるようになった。そしてその研究・情報・広報活動は、極めて精力的かつ積極的なものであり、この時期のスポーツカウンシルのリーダーシップが遺憾なく発揮されている。因みに把握される出版物は以下の通り。これらは全国のスポーツカウンシルと並行し、地域の特性に合わせた具体的な政策である。

- *Recreation in the East Midlands-An initial appraisal of Major Facilities (1967)
- *Recreational use of the wash, canals and waterways of the East Midlands (1967)
- *Joint action in the provision of facilities for sport and recreation (1967)
- *The Drill' Hall as a community sports centre (1968)
- *The joint use of facilities for sport and recreation in industrial and educational establishments (1968)
- *A guide to the provision of indoor swimming pools in East Midlands (1968)
- *Outline proposals for the provision of golf courses in East Midlands (1968)
- *Dual use of sports facilities in education and industry (1968)
- *Recreation in the East Midlands. A regional plan, Part 1 (1972)
- *National water safety conference (1974)
- *Recreation facilities in Rural Areas (1976)
- *Squash in the East Midlands (1976)
- *Indoor Bowls Facilities. (1976)
- *Caravan and camping in the East Midlands. (1977)
- *Design and Function. Technical Bulletin, No. 4. (1977)
- *Making the Most of our Resources for Sport and the Arts (1977)
- *Cycling-A New Deal. (1978)
- *Major Routes for Walking, Cycling, Horseriding (1978)
- *Surfaces for outdoor sport-Technical panel bulletin, no. 5 (1978)
- *Surfaces for outdoor sport-Technical panel bulletin, no. 6. (1979)
- *Towards a Regional Strategy. Part 1-Background statement (1979)

- * Managing for Results (1979)
- * Movement for the over-sixties (1980)
- * Playing field provision, assessing the need (1980)
- * Towards the Regional Strategy, Part 2-Resources report (1980)
- * Sport and Recreation on School Facilities, joint provision and dual use in the East Midlands (1980)
- * Golf courses (1980)
- * School leavers' sports fair, a case study (1980)
- * Try Pelanque (1980)
- (4) Regional Council for Sport and Recreation, *Providing for Sport and Recreation in the East Midlands-An Action Plan for the 80s*, May 1983.
- (5) 「SASH I」とは32×17×7・6mの体育館に約100平方mのウェートトレーニング場と社交空間、更衣室、管理室を備えた施設である。「SASH II」とは倉庫、更衣室、トイレ、事務室を付随させた統一規格の競技場である。
- (6) East Midlands Council for Sport and Recreation, *Regional Recreation Strategy Review-Responses and Reactions to the Consultation Brief*, April 1993.
- (7) 「一般的感想」と「再検討計画」は以下のとおりである。
 - 「一般的感想」
 - 「全般的な方法へのコメント」
 - ・ 戦略は現実的であること。
 - ・ 戦略は柔軟で変化を容易に出来るものにするべきである。
 - ・ 上からと下からの両方向の接近が必要だ。
 - ・ 戦略は地方における、のための、スポーツ・レクリエーションの事例を作らなければならない。

・EMCSRはその地位を向上させ、地方や国レベルでの強力な支持獲得、ロビー活動を行うべきである。

・行動計画が準備され、定期的にモニター（評価）されるべきである。

〔支持の確立〕

・スポーツ推進継続を基盤とする人材中心の接近

・特に小学生を中心とするすべての青少年への目標

・低参加グループへの継続的目標化

・地方全体を視野に入れた計画…自主的、商業的部門の理解の改善、統合された計画への努力、田園地方や水辺区域でのレクリエーション機会の推進への援助、農村地域でのスポーツ・レクリエーションの提供

・平等な機会保障を目標

・公式なスポーツと同様に非公式なレクリエーションの擁護

〔合同への示唆〕

・健康や体力関連の事項

・炭坑閉鎖の影響の地方範囲での研究

・学校開放や学校を基盤とするスポーツ計画への最近の法的変化の影響評価

〔心配事〕 次の事項に関して。

・激動期に計画を立案することについて

・推進のための制限された資源のいっそうの減少について

・地域組織や諸計画を支持する支援構造の弱さ

・自主的組織の限界や彼らへの期待

・スポーツ・レクリエーションや自主的計画への公共部門からの補助の減少

- ・商業部門に影響を与えている継続的な経済不況
- ・大胆な再検討をそれぞれ

〔再検討計画〕

活動の詳細

〔一般的事項〕

- ・新地域レクリエーション戦略の目的と基本的イメージを要約したリーフレットの作成と普及
 - ・地方レベルでのスポーツ・レクリエーションとその普及の事例の推進
 - ・政策決定者へ接近し影響を与えるための連絡計画の準備と実行
 - ・市場調査を行い、特にレジャー施設管理者などの現場人(Field Opera-tor)の考えを集約する
- | 時期 | 責任主体 |
|-------|-------------|
| 四月以降 | 市場チーム |
| 一〇月以降 | 執行委員会 |
| 五月以降 | 市場チーム |
| 一〇月 | 市場チーム |
| 六月 | 戦略再検討常設グループ |

・カントリーサイド・コミッションと地方保健機関の戦略への参加と青年事業に関わる問題の検討

〔地域全域の関連事項の研究〕

- ・次の事項についての勧告を作成するための短期ワーキンググループの設立
- | 時期 | 責任主体 |
|-------|-------------|
| 四―一〇月 | 短期ワーキングパーティ |

*ピークパーク合同計画委員会を含む地方機関からの情報を得ながらスポーツ・レクリエーションの統合計画作成への努力

*農村地域評議会からの情報を得ながら農村地域でのスポーツ・レクリエーションの提供

*ピークパーク合同計画委員会、カントリーサイドコミッション、管理者

土地所有者などからの情報を得ながら田園や水辺地域でのスポーツ・レ

クリエーション機会の推進への援助

*炭坑閉鎖の影響

〔監視・評価と研究企画〕

・次の事項での協同や委員会活動

*スポーツ提供者としての学校の評価

*商業的、自主的部門の理解と自治体の役割の変化

*地方での農村を基盤とする計画の評価

中間報告
一〇月
中間報告
一〇月
中間報告
一〇月

〔県レベルの合同計画〕

・地方レベルの研究に連携しながら各県レベルの課題を理解する活動や計

画の合意

四―一〇月

行政からの援助を得ながらの県
フォーラムやワーキングパーテ

〔刷新計画〕

・次の事項の理念をテストするために地方区域からの刷新計画を募集する

*すべての青少年への接近

*スポーツ・レクリエーションの平等な機会への活動

七月

戦略再検討常設グループ

〔「地域全体のスポーツ特別計画」〕

- ・地域全域の次の事項の準備、監視、評価
- *卓球
- *ネットボール
- *ホッケー

六月以降
 九四年の初旬
 九四年の初旬
 スポーツ連盟の援助を得ながら
 の行政

〔スポーツ連盟と実行計画〕

- ・戦略に含まれるスポーツ・レクリエーションの諸連盟とのコミュニケー
トや参加を奨励する手段の開発
 - ・プロのクラブ、全国コーチング財団、EMスポ・レク連盟からの情報を
得ながら実行計画への支援方法の考察
- 一〇月
 七月
 行政、市場チーム、EMスポ・
 レク連盟
 行政

〔諮問と推進〕

- ・新戦略の諮問、採用、推進の計画の準備

計画の確立
 一〇月
 △ 戦略再検討グループ、市場チー

(8) East Midlands Council for Sport and Recreation, *Beyond the Barriers-A Strategy for Sport and Recreation in the East Midlands 1994-1998*, June 1994.

(9) その他の八つの目標とは以下の様である。

2 第二目的イーストミッドランズ地方でのいっそうの発展のためにその十分な諸資源を確保するために、強力な事例を作る。

- ・スポーツを通じての地域形成
- ・スポーツを通しての経済発展
- ・スポーツを通しての人的成長
- ・スポーツを通しての環境保護

- ・スポーツを通しての健康促進
 - ・スポーツを通しての犯罪予防
- 3 第三目的（イーストミッドランズ地方のスポーツやレクリエーションのいっそうの発展を阻害している地域的問題を処理する。）
- ・共同計画の作成
 - ・スポーツ・レクリエーションの政策
 - ・土地使用計画
 - ・スポーツ推進計画
 - ・炭坑地域へのスポーツ・レクリエーション対策
 - ・高度化
 - ・田園と水辺のレクリエーション
- 4 第四目標（イーストミッドランズ地方に適した研究計画の維持と研究の結論を促進する有効な活動の採択。）
- ・学校。スポーツ提供者としての学校の充実と施設の地域クラブによる活用。
 - ・農村地域へのスポーツ・レクリエーションの提供。
- 5 第五目的（イーストミッドランズ地方のスポーツをいっそう発展させるための有効な活動を行う。次のものが重点項目となる。）
- ・ホッケー発展計画
 - ・ネットボール発展計画
 - ・卓球発展計画
- 6 第六目的（イーストミッドランズ地方の各五県のスポーツ・レクリエーションのいっそうの推進のために、それぞれの県にフォーラムを設立する。）

7 第七目的—政策実行の教訓や新たなアイデア、そしてよい実践の交流を、メンバー間で行う。

・ ボランティアの在り方（オーストラリアの教訓）

・ 学校での地域スポーツ（一九九二—三年のスポーツカウンシルの管理賞の再検討）

・ バスケケットボール（地方レベルでの共同）

8 第八目的—政策実行の目標設立と毎年の監視・評価

9 第九目的—すべての関連機関が活動や勧告に積極的に関与して、政策の実行へ寄与する。

・ 具体的な行動計画「一九九四—五」

・ 会議計画九四—五

・ 九四—五の達成

・ 九五—六の重点項目

・ 政策の実行

・ 発展のガイド

(10) Pickup, David, *Not Another Messiah-an Account of the Sports Council 1988-93*, the Penland Press, 1996, p14. この本は一九八八年から九三年までスポーツカウンシルの事務局長を務めたデービッド・ピックアップの活動経歴の書であり、カウンシルの対応した多くの課題の既述と同時に保守党政府によるスポーツカウンシルへの介入の実態が克明に記されている。

二 レスター県のスポーツ政策

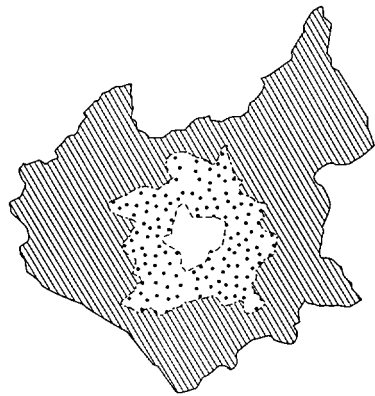
レスター県はイーストミッドランズ地方五県の中央に位置し、南はノーサンプトン県、東はリンカーン県、北はノッティンガム県とダービー県に、そして西はウエストミッドランズ地方のウォーウィック県とスタッフォード県に接

しており、まさにミッドランドの中央にある。産業としては伝統的に炭坑地と農業である。

県は地域的に図3に見るように中心部のレスター市部、その周辺のレスター県中部、そしてレスター県農村部から構成されている。

一九七二年の人口は七七二、一〇〇人であるが、一九九一年までにおよそ一六六、〇〇〇人の増加が見込まれ、九三八、一〇〇人となり、それに伴って六四、五〇〇件の住居と七六、〇〇〇の職の増加が期待された。このうちレスター市とレスター県中部で一六、〇〇〇人を、五〇、〇〇〇人をレスター県農村部で吸収する予定であった。

図3 レスター県の地域構成



□レスター市 □レスター県中部 ▨レスター県農村部
(市を全く全城は行政県) — 県境

それに伴って住民のスポーツ・レクリエーション要求も高揚すると考えられた。既に一九七二年段階の実態と一九九一年段階の必要数が表2のように試算されていた。⁽¹⁾

このうち一九八〇年段階の実数は表3のようであり、スポーツセンターとゴルフコースは期間半ばにしてほぼ達成したと見てよい。これはスポーツカウンシル主導による一九七〇年代後半の施設建設ラッシュを想起すればよい。後の郡レベルでも検討するが、国、地方、県、地域のレベルが縦横に協力してスポーツ施設建設に努力した結果である。

県の総合計画とスポーツ・レクリエーション計画の特徴は、各郡市の範囲を越えた計画の立案と調整が必要である。特に都市周辺の産業開発とレクリエーション開発、それに農地、自然保護との対立が起きやすく、入念な調整が求められる。これはカントリーサイドコミッションとの重複もあり、相互の調整は重要であり、そうした上での政策が提起されている。イギリスにおけるカントリーサイドのレクリエーションは表4のように一九五〇年代以降に急激

表2 レスター県のスポーツ施設

	1991 必要数	1972 既存数	1972 既提案数	潜在的 不足数
プール付き公共スポーツセンター	17	0	6	11
18ホール、9ホールゴルフコース (公共ないし一般公開)	30 (10)	14 (1)	6 (3)	10 (6)
モータースポーツ	1	0	0	1

表3 1980年段階のレスター県におけるスポーツ施設の実態⁽²⁾

	公共スポーツホール	単公共スポーツホール	プール	乗馬場	スカッシュコート	トラック・フィールド	ゴルフ18h	ゴルフ9.18h	ゴルフ打撃
ブラビー DC	1	2	0	6	8	0	2	1	0
チャーンウッド BC	1	11	6	12	31	1	3	2	0
ハーバラ DC	0	2	2	12	6	0	3	1	0
ヒンクリー & ボスワース BC	1	2	2	1	11	0	0	1	0
レスター市	0	10	7	3	30	2	2	0	1
メルトン BC	1	3	1	4	4	1	0	1	0
NWレスター県 DC	0	2	1	5	10	0	1	0	0
オドビー 6 & ウイグストン BC	0	4	2	2	8	0	2	0	0
ルットランド DC	0	6	4	6	9	0	1	0	0
合計	4	42	25	51	117	4	14	6	1

に発展してきた。このまま進めば一九九一年までにはいっそうの増加が予想されていた。また、伝統的な屋外スポーツであるサッカー、クリケット、ラグビー、ホッケーの現状と将来の成長予測と施設必要数は以下のようである。

レスター県中心部には一九七九年現在一一、〇〇〇人のサッカープレーヤーがいるが、平均二週間に三回の使用(一チーム平均一九人)として、現在この地方には一九三面のサッカー場が存在すると仮定される。一九九一年までの増加予測からするとあと三六面が必要になる。

クリケットではレスター全体で三二〇チーム、五、二〇〇人がプレーしている。ピッチも一二五がある。一九九一年までにプレーヤーは六、〇〇〇人と予想され、ピッチもあと二七が必要である。

表4 カントリーサイドレクリエーションの会員数

	1950	1965	1976
キャンピングクラブ	13,800	91,500	175,000
キャラバンクラブ	—	87,922	237,108
県自然保護トラスト	800	20,960	112,000
王立野鳥保護協会	6,827	—	244,841
ナショナルトラスト	23,403	157,581	525,000
遊歩協会	8,778	13,771	30,220
ユースホステル協会	210,142	219,336	277,526
全英乗馬協会	4,000	10,000	22,500
全国釣連盟	—	394,653	462,164

(Source: Countryside Commission, *Digest of Countryside Recreation Statistics*, 1977.)

ラグビーでは一二二チーム、二、三〇〇人が四五ピッチでプレーしている。一九九一年までにあと一五ピッチが必要である。ホッケーでは一、三〇〇人、八八チームが五〇ピッチでプレーしている。一九九一年までにはあと七ピッチ必要である。

ゴルフでは六、九〇〇人がクラブでプレーしており、七〇〇人が待機中である。その他三、〇〇〇人の非クラブメンバーが三つの公立ゴルフコースと私営のコースで楽しんでいる。そして一九九一年までに九、五〇〇人のクラブ員、非クラブ員三、七五〇人の増加が予想され、二つの公立コースと三つの私営コースの設立が求められている。

こうして、一九九一年までに特に都市周辺部に必要な施設数は表5のようである。

さて、今後のスポーツ・レクリエーション施設の要求に対応する上で、公共財政が対応できるのは六〇—七〇%であり、私企業の参加が必須となり、既存の自治体の施設使用料を現在の水準をコマーションベースに近づける必要がある、と実質的な値上げ案も検討されている。(注1のp49)

(この分析の資料は一九七九—八〇年辺りのものであり、その前後の資料収集と分析は今後の課題である。このレスタター県の項は未完。)

表5 1991年までに都市周⁽³⁾
辺部に必要な施設数

スポーツ	施設数
サッカー	21
ラグビー	15
ホッケー	4
クリケット	27
ゴルフ	4

(1) Leicestershire County Council, *Leicestershire Structure Plan, Written Statement, Approved May 1976.*

(2) Regional Council for Sport and Recreation (East Midlands), *East Midlands Regional Strategy-Map 3, Major built facilities for recreation, 1980.*

(3) Leicestershire County Planning Department, *Leicestershire-the central Leicestershire urban fringe: Agriculture & Recreation, Draft Report, 1979.*

三 チャーンウッド郡のスポーツ行政

バラ (Borough) とは「国会議員選挙区としての都市」であるが、ここでは日本のイメージに近づけて「郡」と訳した。

1 チャーンウッド郡のスポーツ政策の歴史

① ラフバラ郡 (Borough of Loughborough -1974. 3)

ラフバラはイーストミッドランズ地方の一つレスター県の北に位置し、歴史は中世にまで遡る。このレスター県は狐狩り (Fox Hunting) の本場であり、このチャーンウッド郡の紋章も狐である。近年まで、狐狩りは上流階級の文化として享受されてきた。人口二〇〇〇人ぐらゐの小さな町村が点在する中で、中心は五万人の大学町ラフバラ市である。

今世紀に入るとローカルなスポーツクラブが少し出来始めていた。戦後も地域スポーツの実状は一部の中産階級を中心とするスポーツクラブが形成されていたが、郡として「スポーツ・フォー・オール」理念に基づくスポーツ・レジャーへの行政的な取組がなされたのは一九七四年の自治体再編、レジャーセンターの設立以降であり、本格的な確立は一九八〇年以降である。

国レベルでスポーツカウンシルが諮問機関として設立された一九六〇年代中頃からの郡議会（議事録⁽¹⁾ Minutes）や行政における施策を見ると当時の様子が垣間見える。

- ・ 既存のプールが老朽化しているので、立て替え出来ないかとの話が、その後も何度か出ている。（一九六五年六月一日、結果的には一九七四年に温水化して完成した。）また、当時は郡有地に関わる苦情処理も行われている。
- ・ クリケット場付置喫茶室の移動、競技場のサッカー、ラグビー、ホッケーへの割り当て、シーズンの転換期の種目（例えばクリケットとサッカー）に対するグラウンド割り当てのスムーズな移行等が討議された。当時のレクリエーション・グラウンドはダービーロード、メドウアベニュー、ハザーンの三つである。（一九六五年七月二日）
- ・ 「ラフバラ陸上競技クラブ」より芝生のグラウンドに四〇〇メートルのラインを引くように要請あり、シーズン制によりホッケーと陸上競技のグラウンド引継の円滑化が議論された。（一九六六年二月一四日）
- ・ ハザーンレクリエーショングラウンドで、サッカー協会から更衣室、バー建設に伴う補助要請が来ているが、郡として既存のホッケークラブとの共用を要望した。（一九六九年八月六日）

六〇年代半ばから、新しいスポーツセンターないしレジャーセンターの設立が大きな関心事となってきたが、六九年八月六日の資産管理委員会では「プール」と「駐車場」が優先される旨の発言が初めて公表された。また、一二月

一五日の経営委員会では「一般地方税法一九六七（General Rate Act 1967）」第四〇条により非営利クラブへの減免措置（グラウンド、クラブハウス、ゴルフコース）が明記された。そして資産管理委員会では「当分、郡にはピッチは必要なし、もし近い将来必要になれば、（若干余地のある）ダービーロードプレイングフィールドで対応する」、そして「近年ゴルフコースへの要望が高い」ことが認識されていた（七〇年一月七日）。

こうする中で、郡労働党より以下の要求が出された。（七〇年四月八日）

- ・ 何か所（具体的場所の指定）かに児童公園を建設する。
- ・ 既存の児童公園をより充実して魅力あるものにする。
- ・ 市内の小川と運河に沿って線状の公園を建設するために郡が土地を確保する。
- ・ 郊外の森と市内との交通機関を設置する。
- ・ ダービーロードプレイングフィールドの造園化をする。
- ・ 市営ゴルフコースを建設する。
- ・ 月一金曜日開催の第二のゴルフコースを設置する。
- ・ ダービーロードプレイングフィールド近辺に人工池をつくる。
- ・ 郡と県の各議会は新たなインドアスポーツ施設建設にいつそう密接に関わるべきである。
- ・ その場合、スカッシュコート、インドアボウルズが優先されるべきである。
- ・ 新プール建設前に既存プールの改善を追求する。

これらは労働党として地域住民の要望を聞いて、議会に反映させたものであり、社会的なスポーツ・レジャー要求の高揚の一つの反映であろう。

以上の提案は事務局が引き取り、調査をして回答する事になった。そしてそれは半年後の同年一〇月一五日に以下のように報告された。

- ・フリーホールド通り脇に小さな公園の可能性あり。
- ・トットヒルロード脇に小さな公園を作る。
- ・ダービーロードプレイングフィールドに防風林を植える。
- ・モートロードに一二エーカーの土地を買収する。
- ・オールソップ通りに一八エーカーの土地を活用する。
- ・ダービーロードプレイングフィールドを拡張する。
- ・ダービーロードプレイングフィールドに人工池を作る。
- ・その他総合スポーツセンターを建設する。

これで見ると、郡労働党の要求した項目のかなりの部分が実現している。この間に、議会では土地の取得（六月三日）や未利用地の活用（六月八日）について住民からの要望に基づいて議論されている。こうして、住民の要求が次第に高揚してくると同時に、それが議会・行政に反映され、ある程度具体化するようになった。また、議会・行政としてもそれらの要求を積極的に吸収し始めていたことが伺える。

そしてこの間も、スポーツクラブからは施設の改善、行事開催等への補助金要請が行われている。六九年八月六日に郡議会はスポーツセンターはプールと駐車場が優先されると述べたが、スポーツカウンスル側は単に体育館かプールだけでなく、それらの併設と同時に、スカッシュコート、トレーニングジム、サウナ、保育室、さらにバーやレストランなど、家族が一体となって楽しめる総合施設を勧告した。もちろん学校との共同活用を進め、教育委員会にも

一定の費用負担をしてもらうことになった。

結局、予算の関係で建設は二段階で行う事を決定した。第一段階は二五mプール、四スカッシュコート、サウナ、バー・レストラン、保育室。第二段階は体育館（最低二〇〇〇スクエア）建設である。

七二年二月一四日の経営委員会ではレジャーセンター建設の第一段階の具体案が建設会社から提案された。ここにはプール、スカッシュコート（四面）、サウナ、託児所が設置されるが、プールでは三案が出された。A案は二五×二二・五mプールを一つ、B案はそれに二二・五×七・五mの浅いサブプールを付置したもの、そしてC案は同じく二〇×七・五mのサブプールを付置したものである。その後の議会ではレジャーセンターについてしばしば議論を行ってきたが、ラフバラ水泳クラブから利用者側の具体的要求として以下のような要望が提起された。例えば、

- ・二五×一二・五では小さすぎる。
- ・観覧席は不要である。
- ・特別に生徒の更衣室は不要（学校との共用であっても）である。
- ・さらに、障害者が利用する上でのトイレや更衣室、車椅子でプールサイドまで接近する可能性を設ける、などである。

七二年一月三〇日に議会での正式決定となり、七三年四月にはこれらの要望も包み込みながら業者からの入札が始まり、五月から工事に入った。

国レベルで見ても、七四／七五年は施設建設の大きく進展した時期であり、チャーンウッド郡もその一環であった。

② チャーンウッド郡 (Borough of Charnwood)

一九七二年地方自治体再編法 (Local Government Act 1972) によって、レスター県はこれまでの一八地域を七

地域に統合した。

ラフバラ郡 (Borough : 自治都市) はシェプシェッド都市区 (Urban District : 準自治都市) とバーロー農村区 (Rural District) を統合して七十四年四月一日よりチャーニンウッド郡 (Borough of Charnwood) を形成した。広さ二七、九二五エーカーで、人口は一九七五年度が二二八、七〇〇人であるが、その後は以下のように増加してきた。

- 一九八二年―一三九、九〇〇人
- 一九八五年―一四一、五〇〇人
- 一九九一年―一四七、九一三人
- 一九九五年―一五三、二〇〇人

人口増加に対応するチャーニンウッド郡のスポーツ・レジャー政策は「公園・レクリエーション部 (Parks and Recreation Department)」が一本化して担うことになった。これでこの部門の一定の確立をみた。これは自治体統合による結果でもある。

既に建設に取りかかっていたプールなどのレジャーセンターは、既述のようにイーストミッドランズスポーツカウンスル (EMSC) の助言を得ながら進めてきた。七五年三月三十一日完了予定だったが、鉄鋼ストにより資材が調達できず、六月七日まで延期されることになった (Minutes, 75, 1, 7)。結局、開館式は九月六日に行われた。

一九七五年九月二九日の委員会では、環境省による白書『スポーツとレクリエーション』(1975, 8, 29) の概略が紹介された。「政府はレクリエーションが地域における毎日の生活の必要物であり、それを提供することは社会事業の一般的な構成要素であると認識する。」等が、チャーニンウッド郡でも確認された。この白書は、労働党スポーツ大臣デニス・ハウエルを中心に作成されたものであり、この分野では初の政府白書である。(補論 デニス・ハウエル

研究」参照)

七〇年代は福祉国家政策の一環としてのスポーツ政策が伸展した時期であり、その具体的な推進主体の中心は地方自治体である。チャーンウッド郡でも、これまでのラフバラスポーツ・身体レクリエーションカウンシルを再編する事になり、七九年に「チャーンウッドスポーツ・レクリエーションカウンシル (Charnwood Council for Sport and Recreation)」として新たに発足した。そして行政機構は「チャーンウッド郡レジャーサービス部 (Borough Leisure Service Department)」で分担し、議会としては「資産管理・レクリエーション委員会」がレジャーセンターと市ホール、公園管理とを管轄することになった。こうして、チャーンウッド郡のスポーツ・レジャー推進の体制は確立した。

一九八二年にはラフバラ大学の全天候型陸上競技場の建設に伴い、郡議会からも五〇、〇〇〇ポンドの寄付をして、チャーンウッドアスレチッククラブも活用できるようにした。イギリスでは最も充実したスポーツ関係の学部を有するラフバラ大学との共同活用は市民にとっても大いなる利点となった。当時、この大学には八〇年のモスクワと八四年のロサンジェルスとの両オリンピックの中間距離で金メダルを獲得し、世界記録を続出したセバスチャン・コーがいた。こうした背景も大きく影響したのであろう。

そしてレジャーセンターの第二段階の建設として、体育館と体操場が八〇年九月二〇日に、これまでのプールに接続して建設され、総合的なレジャーセンターが完成した。

これ以降、行政としてもイーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシル (EMCSR) の政策やアドバイスを背景に、各種のスポーツ教室を開催し、住民のスポーツ要求の充足、住民のスポーツ要求の掘り起こしを進めた。

ここでレジャーセンターの概略を見ておきたい。既述のようにスポーツカウンシルからの援助、示唆も多くあり、企画は一般的な総合スポーツ施設である。センターのスローガンは「家族全員のレジャー」で、このような総合的な施設が地域の中心にあり、家族が挙って参加でき、市民の憩いの場ともなっている。図4を見ながら説明したい。(以下の番号と図の番号は対応する。)

- 1 スポーツホール…三六・四×三二mのフロアで、バドミントン、ネットボール、五人サッカー、バスケットボール、ホッケー、バレーボール、卓球等が可能。開館は朝九―夜一時。
- 2 スカッシュコート…七面。開館は朝九―夜一〇時半。
- 3 マルチ・ジム…一五セットの器具があり、クラブでも個人でも可能。朝九―夜一時オープン。
- 4 ロビー
- 5 植木
- 6 プール…メインプール二五×二二・五m、深さ〇・九―一・九m。
サブプール…二〇×一〇m、子どもや未経験者用。開館は午後二―八時。午前中は学校使用。
- 7 サウナ・サナルーム…午後二―九時。
- 8 保育室と会議室…玩具が揃い、専門の保育者がいる。午前九時半―一二時半、午後二―五時。
- 9 更衣室
- 10 救急室と洗濯室
- 11 バーとラウンジ…プールを見渡せる魅力的な広場。結婚披露宴や貸し切り使用も可能。自動販売機設置。開館は午後二―二時、七―一一時。

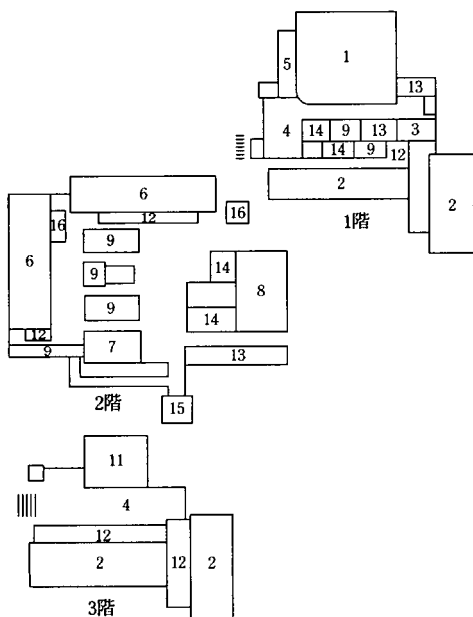
郡としてもスポーツ行政の体制も確立し、住民の高まる要求に応えるためにも、郡独自のスポーツ政策の作成は不可避となっていた。これまでも国レベルのスポーツカウンシルでは『地域におけるスポーツ一〇年計画』（一九八二）が作成され、イーストミッドランズ地方でもそれを受けて『イーストミッドランズ地方におけるスポーツとレクリエーション

八三）
 ① 『草案…レクリエーション政策の戦略』（一九八三）
 2 チャーンウッド郡のスポーツ政策

12 観覧席
 13 事務室
 14 トイレ
 15 入り口と切符売り場
 16 エレベーター

このセンターの横には四〇m四方のインドアボウルズセンター（一九九〇年三月から）があり、その両者の回りには二〇〇台規模の駐車場とバス停車場（水泳の授業のために近辺の学校からの送迎用）がある。

図4 ラフバラレジャーセンターの平面図



の提供―八〇年代の行動計画』（一九八三）を出したが、郡内の詳細は郡独自の政策の策定が必要となった。こうして、八三年一〇月には郡議会が『草案…レクリエーション政策の戦略』を作成した。概略を見ておこう。

チャーンウッド郡の戦略を検討するに当たり、全国とイーストミッドランズ地方のスポーツ政策が概観される。こうしてチャーンウッドの政策も全国や地方との連携の下に進められている。

この政策は一九九〇年代初頭へ向けて広範でバランスのとれた身体活動とレクリエーションを保障するためのものである。

a 全国的動向ではスポーツカウンシルの『地域におけるスポーツ一〇年計画』が下敷きにされて、今後の一〇年の社会動向とスポーツ参加の見積もりがなされている。少子化、高齢化の一方、レジャー時間の増大、失業の増大はスポーツ・レジャー要求を高め、家計に占めるスポーツ・レジャーへの支出は増大する。これに伴ってスポーツ・レジャー市場も拡大すると展望した。

これまで、六〇年代から七〇年代に掛けて国民のスポーツ参加は倍増した。しかし八〇年代に入っても「低所得層」の参加率は低く、主に「幼児の親」「未熟練労働者」「四五歳以上」「障害者」「民族的少数者」「失業者」等である。これに学校卒業直後の若者も含めて、スポーツ参加政策が重点的に検討された。特に一九八一年の都市暴動が若者の鬱憤、失業の鬱憤を背景としていただけに、この期間、多くの自治体では「アクション・スポーツ」計画を立て、市民のスポーツリーダーを育成して、地域の環境改善への取組が大々的になされ始めたときである。スポーツカウンシルではそれと並行して、経常的な施策として、スポーツ施設のさらなる改善、スポーツへの大衆参加の拡大、そしてその一方で高度化の推進も視野に入れた。

b イーストミッドランズ地方では上記の全国的課題の重要性を関連機関に訴えながら、その具体化として地方の

施設の充実、施策の実行、自治体への指導助言を行った。こうして各地域のスポーツ政策として具体化する上で、リーダーシップを発揮した。

c チャーンウッド郡は「都市」(区域1)「準都市」(区域2、3、4)そして「農村」(区域5、6)に区分されている(表5参照)。

スポーツ政策は、既存施設(屋内、屋外)、田園地域レクリエーション、水辺レクリエーションに分類されて、その現状分析、今後の予想参加率、そして具体的提案が述べられている。この点でスポーツカウンシルの基本政策を地域で具体化するプロセスが明確である。ここにプールと伝統的プレイングフィールドの二例を挙げて、その政策を分析する。

「プール」

水泳は最も人気のある屋内スポーツである。チャーンウッド郡には表8-5のように既存のプールは屋内が一六、屋外が二ある。そのうち学校が屋内一二、屋外一を所有している。この間、スポーツカウンシルの目標に沿うように郡議会としても郡のプールや学校プールの改築、新築を行ってきた。

表に見るように、各区域の必要数は以下の通りである。

- ・ 区域1は当分の間、プールの新設は必要ない。
- ・ 区域2は学校のプールを有効に活用すれば地域的な要求にも対応できる。
- ・ 区域3は近くプールが一つ建設予定であり、レスターにも近いのでそちらを活用する。
- ・ 区域4は既存の学校プールの活用と、ウリークバレーカレッジに地域と共用のプールを建設することで対応する。
- ・ 区域5は小学校に一つスポーツカウンシルの企画プールを建設する必要がある。

表5 チャーンウッド郡内のプール

	郡プール		教育委員会		私 営		全 体		必要数 屋内
	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	
区域1 (人口58,797)	2		5		1		8		0
区域2 (22,855)			2				2		0
区域3 (20,193)			3				3		1
(718)									
区域4 (24,640)			2		1		3		1
区域5 (2,734)									1
区域6 (3,561)				1		1		2	2
合 計	2		12	1	2	1	16	2	5

・区域6は小学校と私営の屋外プールが一つずつである。これを屋内化し、地域との共用にする。

〔伝統的プレイングフィールド〕

これはサッカー場、ラグビー場、ホッケー場、ネットボール場、クリケット場を示している。チャーンウッドの既存の実態は表6のようである。区域1のサッカーは自治体(LA)一六、教育委員会(EA)三〇、私的所有(P)四で合計五〇である。同じくラグビーは合計一九、ホッケーは二四、ネットボール二〇、そしてクリケット一八である。

以上のように、一九八三年のチャーンウッド郡六区域を合計すると一四万人の人口に、サッカー場一三四面、ラグビー場三七面、ホッケー場三七面、ネットボール場四四面、クリケット場四六面である。『プレイングフィールド提供・要求評価』(一九八〇年八月、県議会・地方スポーツカウンスル技術委員会)の基準によって、各区域の人口を五歳単位に区分し、それを各スポーツ種目の現実的な参加率で検討した結果、以下の表7のような必要数が算出される。各区域の理論的必要数と既存の提供数そしてその差を示してある。差のマイナス表示は不足数を示すものである。したがって区域1ではサッカー場七面、クリケット場六面が必要であり、ラグビー場二面とホッケー場八面が多めに提供されている。チャーンウッド郡全体で見ると、サッカー場二一面、クリケッ

表6 伝統的プレイングフィールドの実態

	サッカー LA-EA-P	ラグビー LA-EA-P	ホッケー LA-EA-P	ネットボール LA-EA-P	クリケット LA-EA-P
区域1	16-30-4	3-11-5	9-11-4	-13-7	4-5-9
合計	50	19	24	20	18
区域2	10-12-4	-6-	-3-	-10-	2-2-5
合計	26	6	3	10	9
区域3	4-9-2	-4-	-7-	-7-	1-2-4
合計	15	4	7	7	7
区域4	13-16-3	1-5-1	1-2-	-5-	1-4-2
合計	32	7	3	5	7
区域5	1-1-4	--1	--	-1-	1--1
合計	6	1	0	1	2
区域6	1-1-4	--1	--	-1-	1--1
合計	6	1	0	1	2
総合計	48-69-17	4-26-7	10-23-4	-37-7	11-3-22
合計	134	37	37	44	46

尚, LA=自治体 Local Authority (Borough Council or Parish Council)

EA=教育委員会 Education Authority (Department of Education and Science or Leicestershire County Council)

P=私的所有 Private

ト場七面が必要であり、ラグビーは一面、ホッケーは四面が多めに提供されている。

以上のようなパターンでさらに各区域内の各地域ごとの各種目の必要数が算出され、計画化されている。しかもインドア施設、屋外施設、そして水辺施設の全体にわたって詳細である。

因みに、各地の実質は以下のようなものである。例えば、ラフバラ市内にあるダービーロードプレイングフィールドの内実は、九八年段階でサッカーピッチ五面、ホッケーピッチ四面、クリケットピッチ三面、ラグビーピッチ三面である。また同ナンパンタンスポーツグラウンドはサッカーピッチ五面、クリケットピッチ三面、ボウリンググリーン、テニスコート八面、ラウンダーズ二面、全天候プレイ場等がある。もちろんこれらは、シーズン制があるために、若干重複するピッチもあるが、各シーズンには上記のような施設数が保障されている。

d この『戦略』では施設建設ばかりでなく、

表7 伝統的プレイングフィールドの提供数と必要数

	サッカー		ラグビー		ホッケー		クリケット	
	必要数	提供数	必要数	提供数	必要数	提供数	必要数	提供数
区域1	35-38	28 (*1)	6-7	8 (*2)	7	15 (*3)	17-23	11
差		-7		2		8		-6
区域2	18	16	(2)	3 (*3)	4	2 (*3)	8	9
差		-2		1		-2		1
区域3	17	10	3	2	4	4	7	7
差		-7		-1		Equal		Equal
区域4	21	19	4	3	5	4	10	7 (*4)
差		-2		-1		-1		-3
区域5	3	3	0	0	0	0	2	3
差		Equal		Equal		Equal		1
区域6	4	1	0	0	1	0	2	2
差		-3		Equal		-1		Equal
合計	98-101	77	13-15	16	21	25	46-51	39
差		-21		1		4		-7

尚、必要数は理論上の必要施設数
提供数は既存の提供数

- *1 大学と短大の9ピッチと10のジュニアサッカーピッチは除く
- *2 大学の5ピッチとグラマースクールの3ピッチは除く
- *3 全学校のピッチ
- *4 学校の2ピッチを含む

人々のスポーツ参加への施策と財源も検討されている。⁽¹⁾

② 一九九五年段階の郡議会と行政の構造

ラフバラ郡の六〇年代の議会と行政(イギリスの地方行政では議会の委員会構成に対応して行政機構が設けられている)におけるスポーツ・レクリエーションの担当は資産管理委員会(Estate Committee)：施設使用許可、使用料等を管理)と公園・墓地・市民菜園委員会(Parks, Cemetery and Allotment Committee)が担当した。しかし一九六八年四月からは資産管理委員会と経営委員会(Management Committee)が担当することになった。そして七三年一月二六日からは再編された資産管理・レクリエーション委員会が担当した。

現在チャーンウッド郡議会は五二名の議員がおり、会派構成は労働党三〇(九)、保守党一五(四〇)、自民党五(一)、無所属二(二)で

ある。括弧内は同じく一九九五年五月の地方選挙前の構成である。保守党の強かった地域が一気に労働党に代わってしまったことが分かる。これは全国の自治体の多くに起きていたことであり、中央の保守党政治に対する反発や、地方自治体圧迫の結果であるといわれている。

行政は郡議会の委員会に対応しているが、議会は次の四委員会である。

- ・ 政策・財政委員会 (Policy & Finance Committee) 一四名
- ・ 保健・住宅環境委員会 (Health & Housing & Environmental Committee) 一四名
- ・ 企画委員会 (Planning Committee) 一四名
- ・ 公共サービス委員会 (Public Services Committee) 一四名

公共サービス委員会に対応する行政部には「郡レジャーサービス官」がいる。その他の人材を見ると、表8に見るように、レジャーセンターのフルタイム職員の数は一七八年以降、この二〇年間四名ないし五名であるが、八〇年代にはパートが急増した。しかし九〇年代にはいると全体も含めて職員数が激減した。これは郡の業務が減少したのではなく、サッチャー政権下で準備され、メジャー政権で進められた業務の民間委託化の結果である。

九八年度の郡のスポーツ予算は表9に見る通りである。インドアボウルズクラブ（後述）からは、土地貸付料一万ポンドから補助金他を差し引いて、六〇〇ポンドの収入がある。総額は八〇七、〇〇〇ポンド（一六、一四〇、〇〇〇円、ポンド＝二〇〇円）で、郡予算五、六〇一、九〇〇ポンドに占める割合は一四％に当たる。

③ 一九九八年の政策

最近では企業による宮利施設としてアーチェリー場やゴルフ場（ショートコース）も建設されている。成人教育としてのスポーツ教室も盛んで、それぞれの地域の施設で昼夜開講されている。バドミントン、体力増強コース、ヨガ

表8 チャーンウッド郡の人材

		現業		管理職	全体
		フルタイム	パート		
1978	レジャーセンター	4	13	7	24
	スポーツセンター	1	—	—	1
	全職員	350	88	400	838
1985	レジャーセンター	4	30	18	52
	公園・レク施設	36	5	2	43
	全職員	258	117	400	775
1998	レジャーセンター	5	10	13	28
	全職員	130	69	502	701

等に人気があり、若者向けのバスケットボール、水泳、ボート、ロッククライミング、柔道、ゴルフ等も盛んである。その他に、カヌー、キャンピング、フェンシング、アイススケート等も開催されている。社会安定策としてスポーツ・レジャーも重視され、特に失業者や若者向けの教室は優先的である。

これまで政府も自治体も、そしてスポーツカウンスルも学校開放を推進してきたが、施設の破壊行為が夥しく、地域の成人教育指定校を除けば、実質的な権限を持つ校長は軒並み消極的な傾向にある。

チャーンウッド郡の中心地ラフバラ市には若干の民族的少数者が在住するが、大都市ほどの深刻な問題を抱えてはおらず、比較的融合化されている。したがって、特別な手だては行っていない。行政部のレジャーサービスマンのロイ・スコット氏は今後の郡の課題として二点挙げた。一つは子ども遊び場をより多く作ること。スポーツフィールドや公園が点在しているように見えるが、もっと身近な遊び場を建設する予定である。最近イギリスの子どもたちの体力低下、運動不足（特に女子）が問題化しているが、こうした遊び場の不足も遠因とされている。二つ目はラフバラの中心に位置するオープンマーケット地域の全面車両進入禁止化、歩行者専用化である。現在では水曜日と土曜日にオープンマーケットとなり、露店が並び活況を呈する。一〇〇年の伝統があり、レジャー分野からというよりも伝統保護、経済活況、環境保持の立場から計画されたも

表9 チャーンウッド郡のスポーツ関連支出

1998年のスポーツ関連予算	支出(ポンド)
スポーツ施設	
・インドアボウルズクラブ	-600
・レジャーセンター	362,300
・南チャーンウッドプール	130,700
スポーツグラウンド	
・ナンバンタンススポーツグラウンド	61,700
・ダービーロードプレイングフィールド	92,800
・ロッジファームレクリエーションエリア	29,500
・パークロードスポーツグラウンド	37,900
・シェルソープゴルフコース(18ホール)	44,200
スポーツ発展	48,500
合計	807,000

のである。九六年度より完全実施されている。チャーンウッド郡のこれらのスポーツ・レジャー施策はイギリスにおいて平均的なもの(ロイ・スコット氏発言)である。

レジャーセンターの管理・運営は入札によって安く請け負った業者に委託される方式を八八年以来採っているが、最初の業者は倒産した。現在二社目であり、「セルコSeco」という自治体業務請負業者に委託している。最近、委託内容が厳しく、こうした業者の倒産も増えているようである。強

制競争入札(CCT)制度に対する理論的批判はあるが、実践的には今後の結果で論じられるであろう。

④ 『スポーツ発展戦略…積極的活動』(一九九八)

この政策文書の目的は、一九八三年の政策文書以降何もないことから、今後二一世紀を展望した戦略の確立を意図した。一九九六年五月にラフバラ大学の研究者と郡議会との協力の下に、戦略の基盤として次の調査が行われ、政策文書が作られた。

調査は、二段階に分けられ、第一段階はチャーンウッド郡の関連組織(三二の地域議会や住民組織、五九の教育組織、二九〇のスポーツクラブ)への調査と、第二段階は各施設の利用実態や、利用者の要求調査、施設必要調査、重点グループ調査(若者、障害者)等への調査から成り立っている。

チャーンウッド郡のスポーツ発展の組織は図5のようである。基

盤拡大として、地域では町内会を含めてスポーツ機会を提供することに關わる能力を持つすべてのグループに呼びかけている。その上に、これまでは無かった「地区スポーツ協会」を設立して地域という視点からのスポーツ要求を掘り起こそうとしている。もちろんこのレベルでは、これまでの地域スポーツクラブや学校・大学などの系統もある。それらから代表が送られて、「チェーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシル」が構成される。日常的にはその執行委員会が活動する。チェーンウッド郡議会・行政は「後援者」「協同者」「直接的提供者」として郡のスポーツ推進に貢献する。

また、戦略の基本原則として、政策の柔軟性、ダイナミズムを持ちながら、レクリエーションでの不利益者や子ども、青少年へのスポーツ提供を重視している。そしてその実現の為に関連機関との連携、各種の補助金の積極的な活用等も視野に入れながら、今後の推進が図られる。

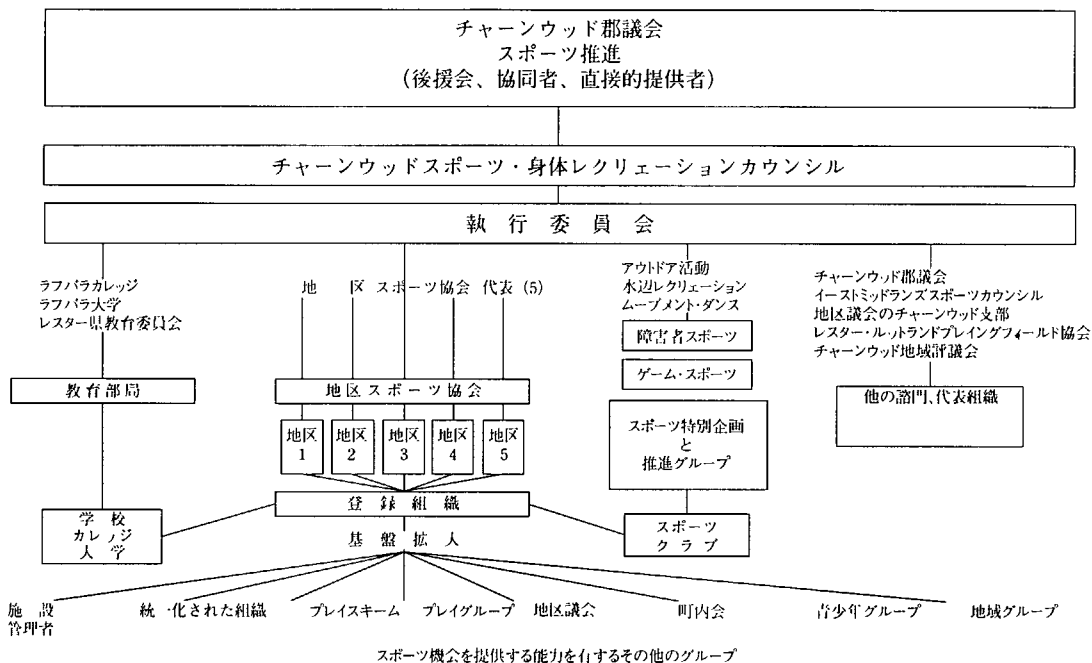
(3) チェーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシル (CSPRC) の設立

上記のようなチェーンウッド郡におけるスポーツ政策の作成、その実行、そして現実のスポーツ発展の機軸にはチェーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシルが位置付けられている。次いで、そのカウンシルを詳細に見てみよう。

① 歴史

一九六五年一〇月二日には教育科学省 (DES) からの回状で、諸関連団体を集めて有効なフォーラムとして地方 (Region) と地域 (District or Local) のスポーツカウンシルを設立するように勧告があった。六五年一二月一日にイーストミッドランズスポーツカウンシル (EMSC) が誕生した。ここにはレスター県の都市部からは代表二

図5 チャーンウッド郡のスポーツ推進の基盤整備



名が派遣されることになった。そして翌年六六年一月二七日にラフバラスポーツカウンシル (Loughborough Sports Advisory Council: Local) が設立された。(郡議会からは代表三名)しかしその後、Non-County Boroughには代表権が無い事、ラフバラはレスター県で唯一の郡 (Borough) であるがEMSCへの代表権を持っていない事への不満、また議会として、議会とローカルスポーツカウンシルが代表権を持つことを議論した。(六六年八月八日)それだけ、地方カウンシルへの参加は大きな意義を持っていたことを示している。

EMSCでは、七一年五月二三日にノッティンガムで「地域スポーツカウンシル会議」を開催した。同じく一〇月二六日には学校との共同活用を為のセミナーを開催し、スポーツセンターのデザイン、管理、財政についての過去二年間に行われた自治体の経験交流を行った。これは当時こうした企画が多くなり、その調整が必要とされたからである。ラフバラスポーツカウンシルからはそれらの参加した。また、その他の全国組織との関わりは、一九二五年に設立された全国プレイングフィールド協会 (National Playing Field Association) が毎年総会を開催しており、郡からも委員会委員長が参加してきた。

一九七四年の自治体再編によって郡はラフバラからチャーンウッドへと拡大し、七五年にはレジャーセンター(第一期・プールとスカッシュコート、サウナ、保育室)が完成したが、ラフバラスポーツカウンシルはそのままであった。

一九七四年一月八日、EMSCは自治体再編による新自治体のスポーツ・レジャー部門の担当者の抱える課題に対応する為のセミナーを召集した。また、レスター県スポーツカウンシルの設立が求められ、二月一八日に設立会合もたれた。こうして、その一〇月段階にはチャーンウッド郡に関わるカウンシルとしては、「レスタースポーツ・身体レクリエーションカウンシル」と「イーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシル (EMCSR)」

があり、それぞれのレベルでのスポーツ行政、国や地方、県、地域との連絡・調整を行っているが、これまでのラフバラを改組してチャーンウッドスポーツカウンシルの設置が必要となったためである。これは一九七四年の自治体再編により、ラフバラスポーツカウンシルが曖昧化したために、こうして新組織の設立が求められたものである。結局、一九七九年に発足した。

② 機能と構造

このカウンシルの目的は会則⁽⁷⁾に見るように、この地域のスポーツと身体レクリエーションの発展を期して、いろいろな機関へのアドバイスをしたり、補助金の配分をしたり、郡議会や行政に諸要求を提起する場である。しかしEMSCのような準政府機関ではない。

会員は登録されたクラブから一名の代表と、議会、教育委員会など、現在総数一〇二名である。特にスポーツクラブが大半を占めるが、現在の登録クラブ数は八七である。

チャーンウッド郡の五地域の一九七八年の人口と各種目クラブの実数は表10にみるように、室内一五種目七八クラブ、屋外一二種目二六〇クラブ、田園/水辺一五種目六七クラブであり、縦軸は地域ごとのクラブ数の分布である。総数で二九〇クラブが確認されている。⁽⁸⁾

しかしこれらのクラブのすべてが各種目団体に登録されているわけではない。チャーンウッドスポーツ身体レクリエーションカウンシルに登録されるには、そうした種目組織に加入していることが前提となる。チャーンウッドには二九〇のスポーツクラブがあるが、そのうち八七クラブが登録されているのみである(九七年度)。これはクラブ数全体の二四％にすぎない。同一種目間、あるいは異種目間でのクラブ間のコミュニケーションは殆ど無い。これまでカウンシルに登録されたのは三〇種目⁽⁹⁾、一四四クラブであるが、五七クラブが活動停止や廃部になり現在は八七クラ

表10 チャーンウッド郡におけるスポーツクラブ数

地 域	1 ラブバラ	2 ソェブソェッド	3 ソアバレー	4 アンスティ	5 サイストン	チャーンウ ッド郡全体	1996 回答	全体 回答
人 口(千人)	51	14	24	25	27	151		
エアロビクス	2			2		4		
バドミントン	9	1	4	1	2	17	9	13
バスケットボール	2	3	3	1		9	2	4
ビリヤード	3				2	5		
ボウリング	1					1	1	1
ボクシング	1					1		1
フェンシング	2					2	1	2
体操	4		1			5	2	2
柔道	3		2			5	1	2
空手	3	1	2	1	2	9	3	3
マナーアート	2	4				6	1	4
スカッシュ			2		1	3		
水泳・救命	4	2	1			7	2	4
卓球	2		1			3	2	2
ヨ		1				1		
室 内	38	12	16	5	7	78	24	39
野 球		1	1			2	1	1
ボウリング	5	1	3	4	2	15	8	12
クリケット	11	6	7	7	2	33	15	20
クロケット	1					1	1	1
ホッケー	3		3		1	7	2	3
ネットボール	4	2	4			10	4	4
ペタンク	1					1		1
ラウンダース					1	1		
ランニング/陸上	1	2	1			4	1	2
ラグビー	1	1			1	3	2	3
サッカー	35	9	17	5	5	71	18	29
テニス	4		4	3	1	12	8	10
屋 外	66	22	40	19	13	160	70	86
釣 り	2	1	2	2	2	9	2	2
アーチェリー	3		2	1		6	2	2
カヌー	3					3		
サイクリング	5	2	2			9	3	4
ゴルフ	2		3	1		6	3	4
水上スキー			1			1	1	1
モータースポーツ	4	1		1		6	2	2
ぶらぶら歩き	1	2	2			5	3	3
乗馬	2	2	3	2		9	3	4
ボート	1					1		
ボードセリング	1		2			3	1	2
射撃	1		1		1	3		1
準水	1		2			3		
猟			1			1	1	1
アウトドア		1		1		2	1	1
田園/水辺	26	9	21	8	3	67	22	27
合 計	157		73	22	23	290	116	152

※原典のまま。合計で数値が合わない部分がある。

ブが登録されている。種目の内最も多いのはサッカーの二〇クラブ（これまでの総登録数三六）であり、釣りやバレーボール、バスケットボール他の種目では現在の登録数が〇もある。

こうした中でスポーツクラブ全体の特徴は以下のようである。

- ・三二％が独自の施設を持っている。（郡からの借用も含めて）
- ・すべての施設の七五％が他団体による使用もなされており、五一％が公共的使用が可能である。
- ・スポーツクラブは既存施設のいっそうの充実に大きな関心を持っている。
- ・殆どのクラブが何らかの補助的施設を有し、そのうちの五〇％が社交エリア・バーを持っている。
- ・クラブ全体の年会費は平均で大人五六ポンド、子ども二〇ポンドである。
- ・会員の大半は男性、若い成人が中心であり、女性は三一・四％で平均年齢二〇歳以下のクラブが三六％ある。
- ・一九％のクラブが障害者を受け入れるとしているが、現実には九％のみである。
- ・民族的少数者は特定のクラブに集中している。

学校―クラブの連携

- ・学校開放しているのは六四％である。
- ・六三％の学校が外部指導者を招聘している。
- ・六％のクラブが学校へコーチを派遣している。
- ・学校との連携を持っているクラブはたった二二％である。
- ・一〇％のクラブが上級生や卒業生を受け入れている。
- ・三分の一のクラブが有資格コーチを擁していない。

・「全国ジュニアスポーツ計画」(後述)が未だ知られていない。

等である。日本の立場から見れば、クラブの施設の良さ、会費の安さ等では格段に優れているが、イギリス国内での問題として、障害者への門戸の狭さ、学校との連携をとっているのは未だ二一%程度等、克服する課題は多い。

さて、執行委員会に関してであるが、委員は会則5によって一六名である。ゲーム・スポーツ分野から六名、アウトドア活動分野一名、水辺レクリエーション分野一名、ダンス領域一名の他、正副議長や自治体職員他が加わる。活動は日常活動の執行であり、二ヶ月毎の委員会を持ち、年一回の総会を持っている。執行委員会では加盟、退会、補助金要請への審査等が行われている。執行委員は無給である。

地域レベルからの要求については各クラブからの補助金要請、そしてナショナルロッタリー(国宮宝くじ)への補助金申請等を行っている。こうしたクラブの要求以外は郡議会での議題として取り上げられている。

そして地方レベルでは、イーストミッドランズスポーツカウンシルの代表を入れており、国や地方の方針との連携も、このスポーツカウンシルのルートとして取られている。

チャーンウッドスポーツ・身体レクリエーション(CSPRC)の書記と会計は郡職員が兼務している。国や地方のスポーツカウンシルが政府の直接介入を回避するように準政府機関、特殊法人格となっている精神を踏襲し、ここでも単純な行政の下請機関ではない。

八〇年代のサッチャリズムによって、地方自治が形骸化された一環として、こうしたカウンシルも、最近では有名無実化しているとの批判もある。現に、郡からの補助金は年間約八〇〇〇ポンド(一六〇万円)であるから、たいして採めることもないという。しかしそれ以外からの補助金は以下のようにであり、その応募、配分では慎重な検討を必要としており、それは又チャーンウッド郡全体のスポーツ発展が視野に無ければ不可能なことである。

・ £六〇〇〇〇セルコ十£六〇〇〇	スポーツマッチーロードショウ
・ £一〇〇〇〇TSB十£一〇〇〇	スポーツマッチー陸上競技
・ £四〇〇	ミッドランド諸県陸上競技協会ー陸上競技
・ £二二三	スモールマンカップーサッカー
・ £二五〇〇十	バーレイカレッジコーチング計画ー総合
・ £三三六〇(最大)	レスター学校テニス協会ー小学校教師テニスコース
・ £四〇〇〇	アストラ チャーンウッドー子どもスポーツ(一九九八)
・ £二〇〇	県議会ースプラッシュ活動
・ £二五〇	ネットボール
・ £五〇〇	ラフバラエコーーサマープログラム九八
・ £一〇〇〇	地方教育委員会(LEA)
合計£二三、四四〇(この数字は参加者料金を含んでいない)	

しかし、これらの補助金の実態を多くのクラブは知らないで、情報を与え、申込を調整する。こうして、チャーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシルの役割は極めて総合的な機能を要求され、郡のあらゆる分野でのスポーツ発展の中心となることを期待されている。

③ 今後の施策

今後の施策も全面的に示されている。しかも具体的な予算も明記されており、極めて実効性が高い。

a 体制・組織

チャーンウッド郡を五地区に分け、図5にもあるようにそこからの代表で構成する「地区スポーツ協会」(Area Sport Association)を設立する。チャーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシルの構成を見ても、スポーツ種目や教育関連組織からの代表はあるが、地域的視点からの代表がいなかった。したがって、この地区スポーツ協会を設立して、そうした地区レベルからの要求を汲み上げることが必要である。そのため郡からは各地区に年間一〇〇〇ポンドの補助を行う。これらはスポーツ発展における自治体の主導性無しにはあり得ないことである。

b 資源

ア 人的資源…コーチや事務官の養成、ボランティアの発展、教師への支援(特に部活動担当)、子どもたち自身のリーダーシップなど。

イ 施設

ウ 財源

c 事業

ここでは特に子どもスポーツと障害者スポーツの発展が強調されている。

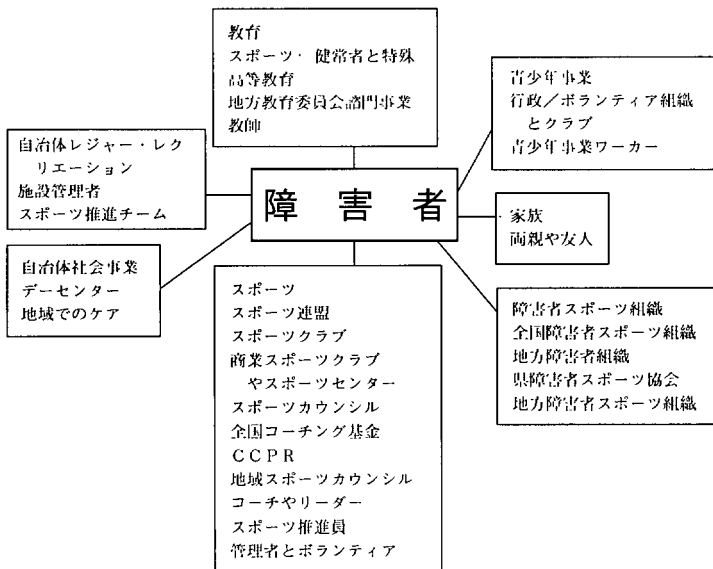
ア 子どもスポーツ…政府政策文書『スポーツ…ゲームを盛り上げよう』(一九九五)は全面的にこの視点を提起したものである。学校と地域スポーツクラブとの連携、大衆化と高度化の両方を同時に推進する。これは後述(補論3)するように、「全国ジュニアスポーツ計画」に積極的に対応する。

イ 障害者スポーツ…一九九六年五月に「障害者スポーツ発展の協同計画」と称する戦略発展の会合がチャーンウッド郡議会でもたれ、関連機関(図6)からの参加を得た。

障害者スポーツ推進の上で、特にキーポイントとなるのは次の諸点である。

- ・ 関連組織、関連者のネットワークワーキング
 - ・ 情報交換
 - ・ 施設や機会への接近
 - ・ 施設雇用の費用や安全
 - ・ 教育と情報周知
 - ・ 活性化と出版（何をリーフレットに載せるか）
 - ・ 交通費用
 - ・ 既存コーチの識別と活用
 - ・ ヘルパーとボランティアの養成・成長
 - ・ チャンピオンウッドレジャーセンター契約の中で対応されるべき障害者の要望
 - ・ クラブの発展（健常者と障害者）
 - ・ 基礎・参加レベルでの参加機会の拡大
 - ・ 特別プール
 - ・ ジュニアと有能者のための奨励金
- 以上の諸点を認識しつつ、障害者スポーツの推進計

図6 障害者スポーツとネットワーク



画が立てられている。

d 教育・情報

「戦略的スポーツ推進員」(Strategic Sports Development Officer)は数年前から、一九九九年四月一日まで、イングリッシュスポーツカウンシルとチャーンウッド郡議会の五〇%ずつの基金で任命されている。これは本戦略全体の推進にとって決定的な役職である。今後、戦略のいっそうの前進のために、常勤で二名の「地域スポーツ発展推進員」(Community Sports Development Officers)の採用が求められる。

以上、戦略の概略を紹介したが、郡レベルでのこれだけ緻密な、しかも実行力の高い計画を作成して推進している実態は、今後の地域スポーツ発展の上で、極めて重要である。

(1) 一九七四年三月まではラフバラ郡議会、一九七四年四月からはチャーンウッド郡の誕生により、チャーンウッド郡議会の議事録を参照とした。Minutes, Borough of Loughborough (-1973), Borough of Charnwood (1974-77).

(2) Charnwood Borough council, *Draft: Recreation Strategy*, October 1983.

(3) Leicestershire County Council, Regional Sports Council, *Playing Field Provision: Assessing the Need*, August, 1980.

(4) それらは次のような項目で検討されている。

a 参加施策

・高度化の推進 ・参加者の拡大

b 財源ないし協力団体

・スポーツカウンシル

- ・ カウントリーサイドコミッション
 - ・ スポーツ振興基金
 - ・ レスター県議会
 - ・ チャーンウッド郡議会
 - ・ チャーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシル
 - ・ パリッシュ（教区）議会
 - ・ ボランティア組織
 - ・ 全国プレイングフィールド協会
 - ・ レスター・ルットランドプレイングフィールド協会
 - ・ ローカルチャリティ
 - ・ スポーツ団体
 - ・ 醸造会社
- c
- 関連団体の協力
- ・ チャーンウッド郡議会
 - ・ レスター県議会
 - ・ パリッシュ（教区）議会
 - ・ 私的部門
 - ・ ボランティア部門
 - ・ ラフバラ大学ーコーチングコース
 - ・ 他（チャーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシル、カウントリーサイドコミッション、イーストミッドランズスポーツカウンシル）

(5) 本項目の内容は一九九五年九月一五日、チャーンウッド郡・レジャーサービス官ロイ・スコット氏へのインタビューによる。

(6) Charnwood Borough Council, *Sports Development Strategy-Positive Action*, March 1998. これは同年一月にラフバラ大学のレクリエーションマネージメントグループによる基礎調査を背景として作成されたものである。

(7) 「チャーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシル」の会則

1 名称

このカウンシルは「チャーンウッドスポーツ・身体レクリエーションカウンシル」(以下CSPRC)と呼ぶ。

2 目的と目標

(a) 郡内のスポーツと身体レクリエーションの発展を促進する..

(b) 郡内のスポーツと身体レクリエーションの施設の必要性を評価し公表する..

(c) 郡内のスポーツと身体レクリエーション組織にアドバイスと援助を与える..

(d) スポーツと身体レクリエーション施設の提供において国、地方、地域組織そしてチャーンウッド郡議会との共同活動を..
をする..

(e) 国や地方組織からの情報を広める..

(f) 会員組織からの情報、特にCSPRCの集合的な意見が必要な特別な課題に関して検討する..

(g) 資本援助や時には他の補助金の配分について郡議会に助言する..

3 メンバーの登録

(a) CSPRCへの登録は、チャーンウッド郡内とチャーンウッド郡議会の中にあるすべてのスポーツと身体レクリエーション組織に、開かれている。一六歳以上の青年を対象とする郡内の教育組織も含まれる。登録の最小単位は承認されたクラブである。承認されたクラブとはその競技団体に登録されたクラブである。競技団体に登録していないクラブの場合にはより厳密な検討がなされる。

(b) CSPRCの構成

- (i) 各登録された種目組織から一名：
- (ii) 上記三 (b) (i) に言及された組織から、執行委員会が承認した場合に一名：
- (iii) レスター県教育委員会から二名：
- (iv) EMSCから一名：
- (v) レスター・ルットランドプレイングフィールド協会から一名：
- (vi) ラフバラ大学から二名：
- (vii) レスター県教区議会 (Parish Councils) 協会チャーンウッド支部から一名：
- (viii) チャーンウッド郡議会から五名：
- (ix) チャーンウッド地域評議会から二名：
- (c) CSPRCの会員で退職他の理由で職を辞す場合、本会には次の総会の終了まで在籍する。
- (d) CSPRCの会員が、その属する、あるいは代表する自治体、その他の組織を辞める場合には、本会を辞めなければならぬ。その場合、当該の自治体、組織は残任期間の代行者を選出する。

4 総会

- (a) 最初の年次総会は一九七八年五月一八日にもたれる。引き続き年次総会は毎年六月末日前に開催される。
- (b) 年次総会では次の事項を検討する。
 - (i) 次の年次総会までCSPRCの会員である上記三 (b) にある自治体、団体、協会の代表者名を受領する。
 - (ii) 上記三 (c) にしたがって次の年次総会までの議長を選出する。
 - (iii) 書記と会計を任命する。彼らは郡議会の事務官であり次の年次総会までの任期となる。そして彼らへの報酬額を決定する。
- (iv) 執行委員九名を選出する。

- (v) 執行委員会の報告を受ける。
 - (vi) 会計年度に対する監査の報告を受ける。
 - (vii) 上記三 (b) (i) (ii) として下記7で述べられるような団体、組織からの年会費を決定する。
 - (viii) その他、下記のような事項。
 - (c) 総会案内は日時、場所、議題を明記して一四日前までにすべての資格ある会員に送付しなければならない。
 - (d) 臨時総会は議長によって、または会員の四分の一以上の署名による要望があれば召集される。
 - (e) 会則の改正に関する提案の要請は、定例総会の、ないしその目的で召集される臨時総会の二八日前までに書記まで提出されなければならない。また、総会での検討要望事項は総会の二日前までに書記まで提出されなければならない。
 - (f) 会員が総会に出席出来ない場合、代理を立てることが出来る。ただし代理は同じ自治体、団体、ないし協会の会員であり、総会開始二四時間前までに書記へ報告されなければならない。
 - (g) 総会は会員の三分の一の出席を定足数とする。定足数は三 (b) (iii-iv) と前年の会費を納入している上記三 (b) (i) と (ii) の会員をもって数える。
 - (h) すべての総会の議事録は保管される。
 - (i) 総会での議決は議長の裁量により、挙手か無記名投票による。同数の場合には議長が決定する。
 - (j) すべての総会は公開であるが、場合によっては議決により部分的には非公開とする場合がある。
- 5 執行委員会
- (a) CSPRCの業務は執行委員会が執行し、目標の達成に責任を持つ。
 - (b) 執行委員会は次の人々によって構成される。
 - (i) CSPRCの議長と副議長
 - (ii) CSPRCへの書記と会計
 - (iii) チャーンウッド郡議会から一名

- (iv) レスター県教育委員会から一名。
- (v) 上記四 (b) (iv) で選出された九名。この会員が決定されるとき、CSPRCによって含まれる活動領域は次の分類により、執行委員は各領域に示された人数に限られる。
 - (a) ゲームとスポーツ一六名、しかしある特定の種目から複数は出ない。
 - (b) アウトドア活動一名。
 - (c) 水辺レクリエーション一名。
 - (d) ムーブメントとダンス一名。
 - (vi) レスター・ルトランドブレイングフィールド協会から一名。
- (c) 執行委員が退職他の理由で職を辞す場合、執行委員として次の総会の終了まで在籍する。
- (d) CSPRCの議長と副議長は執行委員会の議長と副議長を兼ねる。
- (e) 執行委員会は年度途中で生じる欠員を補充する権限を有する、そして執行委員や下記五 (b) で触れる何らかのサブ委員会への人選は選挙によらず、諮問で選考する。
- (f) 執行委員会は隔月に開催される。
- (g) 特別な執行委員会は、議長か、五名以上の執行委員の署名を書記が受領することによって、一週間後に開催される。
- (h) 執行委員会は、もしもCSPRCの会員であり投票権所有者であるが執行委員会のメンバーでない人々を含むサブ委員会の機能には、若干の調整をすることがある。
- (i) 執行委員会の六人の選挙会員は定数を構成する。何らかのサブ委員会の定数は執行委員会によるこの目的のために決定されたものである。
- (j) 上記四 (c) (h) と (i) の提供はそれに適応出来る限りは執行委員会にも適応する。

6 会計年度

カウンスルの会計年度は毎年の三月三十一日とする。

7 会費

上記三(b)(i)と(ii)によってCSPRCに代表を送っている団体と組織は年次総会で決定された年会費を一定期日までに支払わなければならない。

- (a) CSPRCはこの項で会費の額を固定しない。
- (b) CSPRCはある団体、組織の会費を免除する場合がある。
- (c) CSPRCは、ある団体、組織が正当な理由無く期限内に会費を納入しない場合は、その会員資格を剥奪する権利を有する。

(d) 資格を剥奪された団体、組織が再加盟する場合には、通常の会費に加えてその二倍の登録料を支払わなければならない。

8 解積

会則に既述されていない多くの事項並びに解積を要する何らかの疑問点については、もし総会が無ければ、日常的には執行委員会が対処する。

(以上 Charnwood Sports & Physical Recreation Council, *Annual General Meeting*, 11th May 1995. 40)

(8) Charnwood Borough Council, *Sports Development Strategy-Positive Action*, March 1998.

(9) Charnwood Sports & Physical Recreation Council, *Annual General Meeting*, 11th May 1995.

種目とクラブ数。括弧内は分母がこれまでの総登録数で、分子が現在の登録数。

- 釣り(0/2) アーチェリー(1/2) 陸上競技(1/2) バドミントン(1/4) バレー(0/1) バスケットボール
- (0/1) ボウルズ(11/14) クリケット(19/24) サイクリング(2/3) 障害者スポーツ(1/1) フェンシング
- (1/1) ゴルフ(0/1) 体操(1/1) ホッケー…女子(2/4) ホッケー…男子(1/1) ホッケー…ミックス
- (1/1) 自動車(0/2) ネットボール(0/9) アウトドア(0/1) 乗馬(1/2) ラグビー(3/3) サッカー
- (20/36) スカッシュ(0/1) 水泳(2/2) 卓球(1/2) テニス(8/9) 水辺スポーツ(4/6) ウェイトリフティ

ング(0/1) ヨガ・体力(0/1) 多項目スポーツクラブ(4/6)、以上30種目(87/144)。

参考文献

- * Loughborough Local Plan (Written Statement). 12 recreation and community facilities, 1990. 9
- * *Charnwood at your Leisure-a guide to the facilities proved by the Borough Leisure Services Department*. Borough Leisure Services Office, Charnwood Borough Council, 1982, unpublished.
- * *Written Statement, Deposit Draft*, Borough of Charnwood Local Plan, June 1996.
- * *Towards a Sports Development Strategy for Charnwood*. Recreation Management Group Loughborough University, January 1998.

四 地域スポーツクラブ

1 チャーンウッド・ローンテニスクラブ

① クラブの歴史

このクラブはラフバラ市内の最大手の機械メーカー「ブラッシュ」の社員クラブとして一九四八年に設立された。ラフバラ市郊外ナンバンタン通り添いの広大な地に、八面のコートで誕生した。この敷地には他に、サッカー場、屋外ボウルズコートも併設されている。当時は社員が圧倒的多数を占めていた。その後敷地がチャーンウッド郡に引き取られ、七〇年代以降、一般市民の会員が増えて現在に至っている。

② 現在の会員

会員数は成人一二〇名、男女比は半々、平均年齢は四〇歳半ばである。ジュニアの部は一五〇名で男女比は六対四である。会費は成人が年八五ポンド（一七、〇〇〇円、 $\text{£}11200$ 円換算）で、ジュニアは一〇歳以下一二ポンド、一〇—一八歳が一八ポンドである。その他、大会の参加費は一・五ポンド（三〇〇円）をその都度払い込む。会員の平均活動は週二回程度である。

③ 施設

現在はコート八面を有し、その内四面はナイター照明付きの人工芝コートであり、一面がハードコート、そして三面がまさに芝（ローン）コートである。しかし芝コートは維持が大変である。この他にパビリオン（部室・喫茶室）があり、これはサッカークラブと共用である。未だ、アルコール販売のライセンスを得ていない。従って隣のボウルズクラブのバーを借用している。

この八面のコートとパビリオンはチャーンウッド郡からの借用である。一九九六年度の借用料と地方税共で、四、八三四ポンド（九六六、八〇〇円）、約一〇〇万円である。後に見るように、これはクラブの支出の二二％である。

④ クラブの運営

執行委員会は図7のように、議長、書記、会計、クラブキャプテン、ジュニア部門担当者、クラブ発展部門担当者、社会的行事担当者、施設部門担当者から構成されている。執行委員会は年四回（一、四、七、一〇月）開催される。総会は九月に一回である。今後、バー部門、マーケティング部門、出版・報道部門そして宣伝部門も計画している。各委員会の開催では、財政委員会が必要な都度、あるいは年に三、四回行っている。

社会的行事部門では、ディスコ等のイベント三回、会員外の人に参加できるテニス大会の開催等である。また、一般市民向けに種々開催されるテニス教室もこの範疇に入るであろう。例えば、九六年のジュニアテニス教室には春と

秋にはそれぞれ九〇名と六〇名が参加した。これは一〇時間で一七ポンド(三四〇〇円)である。また、本クラブのコーチが近辺の七つの学校へコーチとして招聘されている。

人工芝の全天候型コートでは一コート二〇〇人(成人)規模が理想的であるという。したがって、八面全てが全天候型になれば成人だけで一六〇〇人の会員まで拡大できる。ただ、ジュニアは平日の昼間は学校があつて使用できず、週末に集中するために成人の活用と多くかち合うために、会員数は制限される。

⑤ クラブの会計

一九九六年度会計の内訳は表11のようである。(数字はポンドと合計に占める割合)
 前期繰越金の占める割合は一八%である。会費の占める割合は成人の四四%とジュニアの一四%で、合計五八%およびそ六割である。会費依存の体質は明白である。

コーチ料とはテニス教室開催の料金で全体の一五%であるがその大半はコーチ代に支出される。ボール販売収益、訪問者使用料、トーナメント登録料そして試合参加料等も含めての事業費は全体で二〇%である。他クラブでいえばバー収入の割合の大きさが分かる。そればかりでなく、バーがクラブ運営の上で、つまり日常的なクラブ員の交流、そして社会的行事等の開催の上で、極めて大きな役割を果たしている。したがってこのクラブもバーライセンス取得を悲願としている。

一方支出では、コート・パビリオンの借用料と地方税で二二%、コーチ料一四%、上部団体登録料四・五%である。そしてボール代五・八%、管理費、清掃費等の人件費がそれぞれ六・七%、一・九%である。一方、当座、普通も含めた銀行預金が三二%を占

図7 ローラテニスクラブの組織

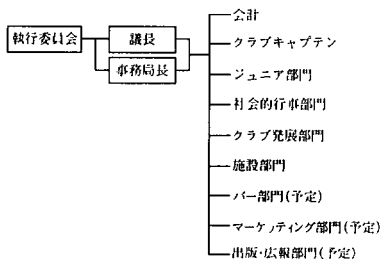


表 11 クラブの収支

収 入			支 出		
内 訳	ポンド	%	内 訳	ポンド	%
前期繰越金	3,955	18	ボール代	1,259	5.8
寄付	93	0.4	管理費(人件費+)	1,464	6.7
トーナメント登録料	131	0.6	トーナメント運営費	214	1
試合参加費	587	2.7	コート代	3,087	14
訪問使用料	65	0.3	上部団体登録料	992	4.5
ボール販売	300	1.4	施設借用料・地方税	4,834	22
成人会会員費	9,603	44	清掃費	405	1.9
ジュニア会員費	2,992	14	宣伝費	409	1.9
コーチ料	3,217	15	コート予約費	111	0.5
ウインブルドン切符	580	2.6	ウインブルドン切符	580	2.6
利息	211	1	雑費	139	0.6
電話代	93	0.4	電話代	209	1
			維持費・備品費	680	3.1
			後援費	100	0.5
			保険料	282	1.3
			小計	14,763	68
			当座預金	5,765	
			普通預金	1,299	
合 計	21,827		合計	21,827	

めるから、財政的には安定していると言える。
う。

⑥ 自治体との関係

レスター県には五五のテニスクラブが有り、それぞれにコートを所有し、その他大学をはじめとする九カ所の機関がテニスコートを所有している。このラフバラ市を本拠とするテニスクラブは五つ存在する。このチャーンウッド・ローンテニスクラブはその内の一つであり、それぞれが、県あるいは郡からの援助を得ていると思われるが、このチャーンウッド・ローンテニスクラブの場合、テニスコート八面とパビリオンの借用を受けている。

議長のカッター氏によればもう少し何らかの援助を期待しているが、これだけの施設を年間約一〇〇万円での借用が高いか、安いかはイギリスの中で判断されるべきであろう。

日本の実状から言えば、夢のような話である。

このクラブも、アルコール販売のライセンス取得を目的にしているが、その場合、バーの設置によって、自らのクラブの活動の拡大、社会的行事の開催による収益の拡大も考えられる。

(一九九八年二月一三日、ラフバラ大学室内テニス場会議室で、議長デレック・カッター氏 Derek Cutter へのインタビューとクラブの関連資料から。)

2 チャーンウッド・インドアボウルズクラブ

① ボウルズについて

ボウルズとは現在、芝生ないしグリーンカーペット上で、約三五メートル離れた白球に多少の歪みをつけたボウルを転がし、二チームが駆け引きを交えて、白球からの距離を競うゲームである。相手チームのボウルをはじき飛ばしたり、自分のチームのボウルでガードして相手のボウルをブロックしたりと、いろいろな戦術が楽しめる。運動量はそれほど多くないが、微妙なボウルコントロールと戦術とチームワークが魅力であり、高齢者の健康、社会的参加にとって貴重である。

そもそもボウルズの起源は四〇〇〇年前、古代エジプトの宮廷でのボール転がしに始まった。古代ローマではシーザーも楽しんだと言われ、それは *basilica* と呼ばれて今日までイタリーに存在する。

ボウルズは一〇世紀頃にローマ人からイギリスに伝えられたと言われているが、より広く楽しまれるようになり、イタリア語の *billia* (泡) からボウリングという用語が使われたのはそれから約三〇〇年経ってからである。

最初のイギリスのクラブは一二九九年にサウサンプトンに創られたものである。それは現存し、昔からの芝生で今なお行われている。当時以降、貴族の楽しみとされてきた。

ボウルは元々は石で作られたが、一四〇〇年代に木になり、一六世紀に、ボウルの一方に金属が組み込まれ、ボウル自体にパイアスが掛けられるようになった。現在では世界で二〇〇万人以上の人が楽しんでいる。

② クラブの歴史

このラフバラ地域にはアウトドアボウルズクラブ（有限会社）が以前から存在していた。インドアボウルズセンターは天候に左右されることなく、しかも冬期も含めて通年で行えて、高齢者にとってはいろいろな意味で意義のある施設であり、これまでも願望として掲げられてきた。一九七〇年に郡労働党が提起したスポーツ・レジャー施設建設要求の中にもこのインドアボウルズセンターは掲げられていた。⁽¹⁾しかし現実化する機会がなく、一九七四年にレジャーセンター（スポーツセンター）が出来たときにも話は出たが立ち消えになった。その後、イーストミッドランズスポーツ・レクリエーションカウンシルのスポーツ政策においても、インドアボウルズ施設の欠乏を認識していた。⁽²⁾

当時ラフバラ大学レクリエーションマネージメント学科の教員であったJ・ジェフアリー氏は専門性を生かして「ラフバラにインドアボウルズの施設を」という小論文を書き、設立の条件等を検討し、多方面に働きかけた。当時、イーストミッドランズスポーツカウンシルも各自治体にインドアボウルズセンターの建設を援助するように呼びかけていた。またチャーンウッド郡議会のレクリエーション政策もインドアボウルズの需要が大きいことを認識していた。こうして、一九八八年四月の郡議会でインドアボウルズセンターの設立がついに承認された。九〇年三月二六日に開館され、その四月二四日にはダイアナ妃を迎えて記念式典を行った。このセンターの運営は、チャーンウッド・インドアボウルズクラブを有限会社として設立し、その経営という方式を採った。（隣のノッティンガム県ラッシュユクリフ郡の自治体経営とは大きく異なる。）郡から毎年一〇、〇〇〇ポンド（二〇〇万円、¥11200円）の借用料で一二五年の契約を結んでいる。

一 リンクは縦×横それぞれ約三七×四・六メートルであるが、このクラブは八リンクあり、リンクだけで約三七×三七メートル平方の広いものである。その横には三〇〇人収容のバー付きラウンジがある。ここは郡のレジヤ（スポーツ）センターと隣接しており、約二〇〇〇台の駐車場は共用である。

③ クラブの構成と運営

クラブの組織は以下の図8の通り。

現在の会員は七六〇名で、男女比は三…二である。ラフバラ・アウトドアボウルズクラブの大半が男性であるのに比べれば、この比率は「良好」（ジェファリー氏）である。平均年齢は六〇歳代後半であり、最高齢は九三歳の男性で週三回程度の競技を楽しんでいる。

ここは八リンクであり、リンクの平均は九五名である。経営的に考えれば、一リンク一二〇名程度がよいと考えている。

会員の練習時間は週に三―四回である。会費は年三八ポンド（七六〇〇円）である。一回の使用料は一名二ポンド（二時間）である。

運営、経営に参加するのは全てボランティアである。

一週間の中にはいろいろな大会が組まれている。また、シーズンの大会もある。かなり広いラウンジは会員外にも、いろいろなチャリティ行事、結婚式、誕生会、ダンスパーティー等の為に貸し出し、資金源としている。

組織の構成は図8のように、執行委員会の下に経営委員会があり、男性部、女性部、施設部そして社会事業部の四部から構成されている。

図8 クラブの組織図



表12 クラブ設立の資金（数字はポンド \pounds ）

援助者	補助金	ローン	当座貸切施設
チャーンウッド郡議会	50,000	200,000	
EM スポーツカウシル	20,000	10,000	
レスター県議会	20,000		
アンセルズ（醸造会社）		90,000	
ネットウェスト銀行			120,000
個人ローン		75,000	
ボウラー	現在 90,100	（目標 125,000）	
合計	180,100	375,000	

なぜ有限会社としたかは明確でないが、ラフバラ・アウトドアボウルズクラブも以前から有限会社組織として来た事との関連があるろう。

④ クラブの会計

このクラブの設立は表12のような資金援助によって施設を建設し、開始された。補助金はボウラーからの寄付も含めて一八〇、一〇〇ポンド（三六〇二万円）とローン三七五、〇〇〇ポンド（七五〇〇万円）である。特にボウラーからの寄付金は、クラブとして多くの行事を開いたり、いろいろな販売活動を行なって収益金を集めたものである。

一九九四年度の会計は表13の通りである。

この年の赤字は一一、九二六ポンドであり、累積赤字は九五、四三八ポンドとなっている。

このクラブの収入を見ると、三〇・八％でバー収入がある。その諸経費を差し引いても一五、八八〇ポンド（約三三〇万円、 \pounds 112,000円）であるから、かなりの収入源である。このバーはラウンジに設置され、練習や試合後、あるいはラウンジでの諸行事の時に活用される。バー設置のライセンスがとれるかどうかは、クラブ運営の収入面できわめて大きな意義を有する。そればかりでなく、そこで交流にとっても欠かすことの出来ない場となる。従って、多くのクラブがバー設置のライセンスを求めるのである。

表 13 クラブ収支

収 入			支 出		
内 訳	額 (£)	割合 (%)	内 訳	額 (£)	割合 (%)
バー、自動販売機	35,858	30.8	バー、自動販売機経費	19,978	15.5
その他の諸販売	221	0.2	諸販売経費	95	0.1
クラブ加入金	1,043	0.9	メンバー借入金返済	908	0.7
メンバー会費	11,804	10.1	賃金・保険	14,288	11.1
メンバーの寄付	566	0.5	旅 費	1,090	0.8
基金募集	5,749	4.9	電 話 代	1,046	0.8
リンク貸料	8,935	7.7	宣 伝 料	1,399	1.1
ボウル貸料	308	0.3	印刷費・文具代	476	0.4
ラウンジ貸料	2,276	2	修理費・改善費	3,617	2.8
競技会参加費	21,787	18.7	バー認可料	508	0.4
リーグ戦開催収入	43,750	37.5	設備借用料	555	0.4
政府補助金(据置分)	1,800	1.5	保 險	1,944	1.5
ゲームマシーン残金	1,146	1	土 地 借 用 料	10,000	7.8
他の雑収入	1,393	1.2	地方税と上下水道費	689	0.5
			光 熱 費	10,016	7.8
			全国連盟登録料	1,468	1.1
			トロフィー代	1,107	0.9
			雑 支 出	1,323	1.1
			銀行経費	4,002	3.1
			銀行返済	5,935	4.6
			ローン返済	33,387	26.0
			弁護士顧問料	5,885	4.6
			会計士顧問料	2,500	1.9
			固定資産減価償却	26,346	20.5
合 計	116,563		合 計	128,489	

収入 116,563 - 支出 128,489 = -11,926 (赤字)

会費の占める割合は一〇%強である。相対的には低い。そのかわり、大会開催等の行事費・リンク等の貸料が合計で七一%である。つまり、このクラブは会費は比較的安いが、毎回の練習、競技会参加の毎に使用料を払うシステムである。従って、このクラブの運営は典型的な行事型である。

支出で見ると、先ず銀行とローンの返済で三〇%であり、かなり大きな比率を示している。バー、自動販売機の諸経費は一五%であるが、これは原料などの仕入れ代であり、先のように一定の収入源となっている。また、これだけの土地の使用料が一〇、〇〇〇ポンド(二〇〇万円)、七・八%であるから、相対的には優遇されていると考えられる。また、固定資産減価償却として二〇・五%としているが、これは会計法上の処理方法である。

こうして当年度の収支は一、九二六ポンド(二三四万円)の赤字である。また、九〇年からの累積赤字は九五、四三八ポンド(約一九〇九万円)である。これが会計上いかなる処理をするのかは不明である。

⑤ 自治体との関連

以上のように、自治体(レスター県、チャーンウッド郡)、スポーツカウンシル(国)の補助金、ローンの助けを借りて立派な施設が誕生した。そして年二〇〇万円という相対的には安い使用料で二五年間の土地使用が契約されている。こうして自治体のほぼ全面的なバックアップの下に成立した。

⑥ このクラブの意義

会費収入が未だ少ないことから、会員拡大を目指す。リンク一二〇名を理想としており、現在は九五名であるから、リンクあと二五名、八リンクで二〇〇名となる。そうすると現在の七六〇名と併せて、約一〇〇〇名弱のクラブの誕生となり、経営的にはいっそう安定するであろう。イギリスインドアボウルズ協会の資料によれば、リンク平均値で一二〇名を超えるところもかなりあり、経営的には確立をしている。

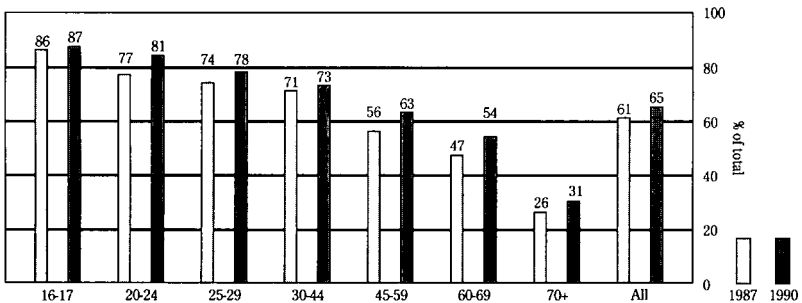
高齢社会の中で、高齢者を多数組織しているこうしたボウルズクラブの存在意義はきわめて大きい。ともすれば室内に籠もり、心身の健康にマイナスな影響が大きいこの人達が、こうしたボウルズによって社会参加を果たせるからである。

⑦ 高齢社会対策としてのスポーツ

イギリスの人口の高齢化も進み、健康対策からも高齢者のスポーツ参加促進はスポーツカウンシルの施策にとっても重要な位置を占めてきた。図9に見るように例えば八七年から九〇年の間にも、全年齢の一ヶ月のスポーツ参加は平均で六一％から六五％へ上昇している。このうち、四五―五九歳は五六％から六三％へ七％、六〇―六九歳は四七％から五四％へ七％、そして七〇歳以上では二六％から三一％へ五％の上昇となっている。これらは四四歳までの伸びに比較するといずれも高い数値となっており、この間のスポーツカウンシルの進めてきた政策が一定の成功を収めた結果を反映している。⁽³⁾

このうち、インドアボウルズは、施設建設に伴って急速に普及してきた。図11によれば、インドアボウラーの特性が分かる。先ず参加時間では六〇歳以上がダントツで多く、午前と午後の参加は他年齢層に比べて圧倒的に多く、夜も四〇―五九歳代と匹敵する。そして参加頻度では、週三回以上、

図9 年齢グループによるスポーツ参加状況、1987年と1990年



Source: Sports Council, *Sport in the Nineties: New Horizons*, 1993, p 29, Figure 2. 2.

週二回も六〇歳以上が圧倒的に多い。そして参加理由では、「人的交流」が圧倒的に多く、次いで「面白さ・リラックス」「競技」そして「運動」が続いている。こうした事から、インドアボウルズは高齢者に適したスポーツであることが分かる。

(1) Borough Council of Loughborough, *Minutes* (Estates Committee), 1970, 4, 8.

(2) Regional Council for Sport and Recreation, *Providing for Sport and Recreation in the East Midlands-an Action Plan for the 80's*, May 1983, p13.

(3) 参考 日本のスポーツ参加を見ると、内閣総理大臣官房広報室の九八年度に行った調査によれば、「この一年間に行った」割合は二〇歳代から七〇歳以上をすべて含めて平均で七一・七％である。これまで六五％前後を行き来していた状態からは今回は「飛躍的に上昇」した。それでも過去「一年間」の経験であるから、イギリスの「一ヶ月」の実態と比べるとはるかに低い水準であるということが出来る。因みに各年齢層の一年間の参加割合は以下の通りである。二〇―二九歳(八一・六％)、三〇―三九歳(八二・六％)、四〇―四九歳(七九％)、五〇―五九歳(六九％)、六〇―六九歳(六〇・二％)、七〇歳以上(五三・九％)である。

参考文献

- * *Charnwood Indoor Bowls Clubs, Souvenir Brochure*, 1990.
- * Interview with Mr. John Jeffery on 2nd February 1988 in the club.
- * *English Indoor Bowling Association, Year Book 1997/98*.
- * *Sports Council, Sport in the Community: The next ten years*, 1982, Sports Council, *Sport in the Community: Into the 90's. A Strategy for Sport 1988-93*, Sports Council, *Sport in the Nineties: New Horizons*, 1993.

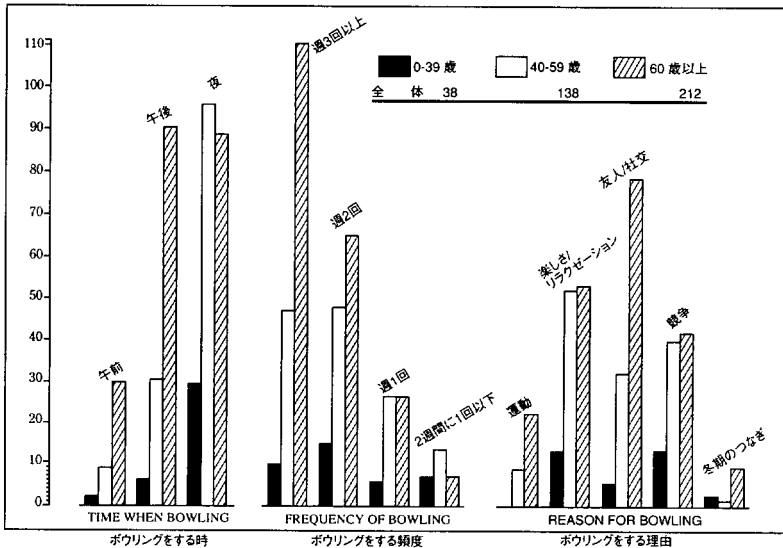
(以上は一九九八年二月二日、チャーンウッド・インドアボウリングセンターにおける前会長J・ジェファリー氏へのインタビューと資料による。)

5 自治体のスポーツ政策とスポーツクラブの関係

以上、いくつかの地域スポーツクラブを事例的に紹介した。ここで自治体のスポーツ政策の地域スポーツクラブとの関係について概観しておきたい。イギリスのスポーツ政策を見る場合、一般的に三つの主体が指摘される。パブリック(行政)、ボランティア(自主サークル)、プライベート(私企業)である。地域スポーツクラブはこの場合ボランティアの中に括られる。この地域スポーツクラブはアマチュア組織である。プロフェッショナルを擁するのは特別なクラブであり、ここでのボランティアには含まれない。そしてこれらのボランティアな地域スポーツクラブの大半が何らかの国や自治体の援助を得て、存立し活動していることを先ず前提に置いておきたい。

その上で第一に指摘できることは、各レベルのスポーツ

図10 インドアボウラーの特徴



政策が地域のスポーツクラブの発展を視野に入れて立案されている。逆に言えば、地域のスポーツ発展の基礎は、スポーツクラブの形成にあることを前提に進められている。

第二に、地域スポーツクラブが形成され、活動できるかどうかは先ずスポーツ施設の存在が前提となる。そのため
に公共施設建設を先行させてきた。

第三に、地域スポーツクラブへの自治体からの補助がなされてきた。クラブからも、自治体への要求や各種の補助
金が積極的に申請できる。従って、クラブ財政にしめる自治体からの補助の位置、意義はきわめて大きい。

第四に、特に最近では「全国ジュニアスポーツ計画」(補論³)のような子どもスポーツの発展の為に、地域での子
どもスポーツの組織化、そして学校の教科体育や部活動への援助・協力を地域スポーツクラブに要請し、学校と地域
スポーツクラブとの連携強化が図られている。こうして子どもスポーツの発展にとっても地域スポーツクラブは中心
的存在となっている。

第五に、行政のあらゆるレベルでのスポーツ政策の立案において、スポーツクラブないしその代表であるスポーツ
連盟の代表の意見が反映される仕組みを追求してきた。それぞれのレベルにおける「スポーツ・レクリエーションカ
ウンシル」を通じてである。これによって地域レベルのスポーツクラブの要求が行政に反映され、また地域としての
必要性が反映される仕組みとなっている。

最後に指摘されるべき事は、これだけの努力にも関わらず、未だ連盟に登録せず「スポーツ・レクリエーションカ
ウンシル」に意見を反映できないクラブが多数存在する。この点はイギリスでも課題となっている。

補論3 子どもスポーツの振興——学校スポーツと地域スポーツの連携——

本誌35号でスポーツ政策の各論として「イギリスの部活動」を掲載した。それは「補論2」としての位置付けである。本章はそれと関わるが、「補論3」として位置付けたい。

1 「全国ジュニアスポーツ計画」の導入

一九九三年三月、スポーツカウンシルは若者とスポーツの戦略（『若者とスポーツ：政策と活動の枠組』）を出版した。そこでの課題は全国的に承認された政策目的と一連の「活動の枠」の設定を求めたことであった。現在、政府の政策『スポーツ・ゲームを盛り上げよう』（一九九五）に照らして、別々の組織や諸個人が若者のスポーツのために、学校と地域スポーツクラブとの連携の発展のために、彼らの潜在的役割を描き出すための一連の施策を立て、予算を組んだ。これが「全国ジュニアスポーツ計画」(National Junior Sport Programme)である。これは、学校が子どもとスポーツとの出会いにとって、そして生涯学習への発展にとって主要で、決定的に重要な場であることを前提にしている。

青少年（五—一八歳）にスポーツを普及しようとして、イングリッシュスポーツカウンシルによって企画されたものであり、地方自治体のレジャー部門や教育委員会、スポーツ団体への計画と情報の基本的なアウトラインを提供するものである。個々の学校、地域グループ、スポーツクラブ等の詳細な情報はこれらの機関を通じて提供される。

その背景と特徴は以下のとおりである。

① 学校改革、ナショナルカリキュラム下、教科体育に関しては半数の学校が週二時間の授業を設けていないこと、部活動では四割弱の生徒しか参加しておらず、しかも週一回が多く、政府案でも週四時間を目標として提起せざるをえないような厳しい実態があった。そうした中で学校スポーツを軸としながらスポーツ全体の振興をねらって、『スポーツ・ゲームを盛り上げよう』（一九九五）が提起された。その具体化の一環として、「全国ジュニアスポーツ計画」が出された。しかも多くの企画をもって、教科体育や部活動の現状を評価し、新たな発展の視点とそのためへの援助体制を提起した。

この背景にはスポーツ政策の振興としての側面ばかりでなく、学校の経営状況の視点からも見る必要がある。つまり、単なる教育行政レベルからの資金や掛け声だけではスポーツ施設の維持、充実が余り期待できないということを示している。だから、財政的な援助としてのこれらの施策は学校にとっても大いに魅力があるのである。

また、学校経営から見れば学校スポーツそれ自体はあまり魅力が無く、ナショナルカリキュラムの方針だけでは実効があらがない。そこで、こうした補助金システムとなった。それらが「全国ジュニアスポーツ計画」である。

② 「全国ジュニアスポーツ計画」に統合されて、学校の教科体育や部活動それ自体の発展には「スポーツマーク賞」「スポーツマーク金賞」(ESC、BALPE、PEA)⁽¹⁾があり、それに関わる教師の力量アップのために「教師のためのコーチング」(ESC、NCF)がある。そして学校スポーツが地域スポーツとの連携を強めるための、「チャレンジ基金」(ESC)がある。その地域連携のための学校施設の充実は「学校での地域スポーツ推進」(ESC、LSF)が対応する。これらはスポーツカウンシルを中心に、関連諸機関の共同作業によって、広く深く推進されようとしている。

③ これまでスポーツカウンシルは学校教育には余り「深入り」しなかったが、『スポーツ・ゲームを盛り上げよう』

辺りから、むしろ地域クラブとの連携を積極的に取り、学校の体育の授業や部活動を積極的に、きつい表現が許されるならば「介入」に近いまでの支援をするようになった。これは後の諸計画を見れば容易に分かることである。と同時に、子どもたちの地域クラブへの参加を推進するようになった。この背景には子どもたちのスポーツ要求にいかにか学校（教科体育と部活動）が対応するかが問われていること、そしてそのためには地域クラブの支援が必須なこと、そして子どもたちの地域クラブへの参加自体をも促進する必要性が認識されている。

④日本の部活動に関わっても「学校と地域の連携」あるいは地域としての社会体育への移行が叫ばれているが、イギリスでも同様である。ここでキーポイントになるのは抽象的な地域は存在せず、実質的には地域スポーツクラブの存在の有無が事を決定する。イギリスの場合日本とは根本的に異なっており、この地域スポーツの確固とした存在を背景にそれぞれの提案がなされている事である。地域の受け皿として、イギリスにおいても地域スポーツクラブ・コーチ、スポーツ連盟、学校スポーツ協会、レジャーセンター、アウトドア教育・活動センター、商業施設、その他地域グループ・青少年グループ等があるが、実質的には地域スポーツクラブである。この点を曖昧にして連携を論じると抽象論になる危険性がある。

⑤さらに、その連携の促進の上でも、中心となるのは学校であり教師であるという指摘は重要な視点である。「教師はいかなるパートナーシップにおいてもリーダーシップをとるべきであり、外部コーチを招聘する場合には、彼らの役割は教師へのサポーターであり、教師の代替者ではなす」(Department of Education and Science, *Physical Education for ages 5-16, Curriculum Matters*, 1989)との記述は「補論2」でも詳述したように、学校と地域の連携の教訓の下での指摘である。

⑥日本では、学校への「外部指導者」の導入が叫ばれているが、個々の教育委員会レベルの施策に委ねられている。

しかし、イングランドでは教育委員会よりはむしろスポーツカウンシルがイニシアチブをとって、学校をも巻き込んで、そして子どもたちの生涯スポーツを視野に入れて、学校と地域クラブとの連携、そこに教育委員会、スポーツ連盟等の関連団体の役割と協力関係を明確にしながら進めている。しかも予算も執行している。

(1) 尚、この「全国ジュニアスポーツ計画」に参画し、連携している組織は以下の通りである。

- ・ イングリッシュユーススポーツカウンシル (ESC: English Sports Council)
- ・ 全英体育講師協会 (BAALPE: British Association of Advisors and Lecturers for Physical Education)
- ・ 英国体育評議会 (British Council of Physical Education)
- ・ 全国体育教育協会 (PEA UK: Physical Education Association United Kingdom)
- ・ 身体レクリエーション中央評議会 (COPR: Central Council for Physical Recreation)
- ・ 障害者諸団体 (Disability Organizations)
- ・ 諸教育委員会と学校 (Education Authorities and Schools)
- ・ スポーツ連盟 (Governing Bodies of Sports)
- ・ 地方自治体 (LA: Local Authorities)
- ・ 全国コーチング財団 (NCF: National Coaching Foundation)
- ・ 全国学校スポーツ評議会 (NCSS: National Council for School Sports)
- ・ 学校スポーツ協会 (SSA: Schools Sport Association)
- ・ スポーツクラブ (Sports Clubs)
- ・ 諸青少年組織 (Youth Organizations)
- ・ 青少年スポーツトラスト (YST: Youth Sports Trust)

2 「全国ジュニアスポーツ計画」の概要

「全国ジュニアスポーツ計画」はスポーツツカウンシルと他機関との連携により、一九九六年に開始されたものである。その基本理念の第一はスポーツの平等、公平性であり、能力、障害、人種、信条の如何に関わらず、その機会が平等に保障されなければならない事を述べている。第二はスポーツの倫理であり、ドーピングを始めフェアプレイが大きな危機にある中で、子どもたちの倫理的、道徳的な健全性が求められている。

その計画の概略は表補3-11のようである。縦軸はそれぞれのリードをする機関であり、下から「学校」「地域(自治体)」「スポーツ連盟」であり、横軸は左から右へ「基礎(Foundation)」「参加(Participation)」「達成(Performance)」「高度化(Excellence)」である。これで見ると、学校では「基礎」と「参加」を中心としており、教科体育や部活動におけるスポーツとの出会いを重視している。「児童へのスポーツ指導」と「生徒へのスポーツ指導」はそれぞれナショナルカリキュラムのキーステージ1、2と、キーステージ3、4に対応したものである。前者はスポーツツカウンシルと英国体育評議会と全国コーチング財団、そして一九の種目連盟が共同で開発した。後者は同じくスポーツツカウンシルと全英体育協会と一七の種目連盟の共同による。「カリキュラム資源と現職教育」はそれぞれを指導する教師のための現職教育コースであり、スポーツツカウンシルと全英体育協会との共同開発である。「健康関連運動」は体力に関心のある一四歳以上の生徒のためのものであり、スポーツツカウンシルとロンドン中央YMCAとの共同開発である。学校と地域との接点では「TOP遊び」と「TOPスポーツ」がある。前者は四―九歳の遊びを組織化したもので、スポーツツカウンシルと青少年スポーツトラストによって開発されたものである。遊具やカードを活用しな

表補 3-1 全国ジュニアスポーツ計画

全国ジュニアスポーツ計画				
リード機関	基 礎	参 加	達 成	高 度 化
スポーツ連盟 (クラブを含む)	施設の発展を含む青少年の推進計画			
	スポーツの特別ミニゲーム		競争の機会	
	TOP クラブ			
地 域 (自治体のリード)	ジュニアクラブ推進			
	自治体青少年計画			
	スポーツフェア			
	チャンピオンコーチング			
学 校	TOP プレイ 4-9 歳	TOP スポーツ 7-11 歳		
		健康関連運動 14-18 歳		
	カリキュラム資源と現職教育			
	児童への スポーツ指導	生徒への スポーツ指導		

がらの遊びを中心に行っている。後者は七歳から一歳用で、特定のスポーツ種目の基礎技術のパッケージである。スポーツカウンシル、ラフバラ市にある全国スポーツ推進センターそして青少年スポーツトラストによって開発された。

地域では「チャンピオンコーチング」「自治体青少年計画」が「参加」「達成」レベルで組まれている。「チャンピオンコーチング」は一一一四歳を対象に一七種目で行われ、スポーツカウンセシルと全国コーチング財団で開発された。「スポーツフェア」は若い勤労者のための教育的訓練的な資料をも含んだスポーツ活動を促進するプログラムであり、スポーツカウンセシルと全英青少年クラブ、多くの全国ボランティア青少年組織、そして全国青少年局(National Youth Agency)による共同開発であ

る。スポーツ連盟との接点では「ジュニアクラブ発展」がある。これはジュニアのクラブづくりの実践的な情報やガイドラインであり、スポーツカウンシル、全国コーチング財団、北アイルランドスポーツカウンシルの協力で開発された。こうして、学校と自治体という公共機関で、この段階までを対象としている。

そしてスポーツ連盟では基礎段階で「スポーツ、ミニゲーム」がなされ、「高度化」までを計画している。

こうして概略を捉えてみると、導入段階は学校で、そして中レベルは自治体（主に教育委員会を中心とする公共施設）で、そしてトップレベルはスポーツ連盟で、という相対的な重点化と移行が見られる。また、この全国ジュニアスポーツ計画はスポーツカウンシルと他の関連機関との共同開発であるところが極めて重要である。もちろんそこで検討された内容それ自体の重要さもあるが、そうした内容を関連機関が協同で推進していることは、この計画の実行段階における協同も可能とさせるからである。それだけ、この計画への力の入れ方が分かる。

以下のリーフレットにはそれぞれの政策の具体的内容とそれに関連する諸機関の位置と役割、そして新組織の設立などが展開されている。ここではイングリッシュスポーツカウンシルの一〇地方支部の一つであるイーストミッドランズ地方（ノッティンガム、レスター、ダービー、ノーサンプトン、リンカーンの五県）のその具体化である『体育とスポーツー学校への情報バック、カリキュラムと地域の連携』（一九九七年九月）、そしてチャーンウッド郡における全国ジュニアスポーツ計画の位置とを併せて、その概略を検討してみたい。

一九九八年五月現在、日本では二〇〇三年からの学校週完全五日制へ向けて教育課程編成が議論となっているが、その一環に学校スリム化として「中・高のクラブ活動の廃止」と部活動の社会体育への移行が俎上に上っている。また、現状では対応しえなくなっている部活動に対して地域からの外部指導者の導入も少しずつ進行してきている。こうして、部活動の地域との連携は今後の教育改革にとって不可避であろう。

この点で、イギリスの事例は日本の問題の検討の上で、多くの教訓を示している。

- (1) East Midlands Council for Sports and Recreation, *PE and Sport-Information pack for schools, Links between Curriculum and Community*, September 1997.
- (2) 個別の資料はなく、チャーンウッド郡全体のスポーツ政策『スポーツ推進戦略—積極的活動—』(Charnwood Borough Council, *Sports Development Strategy-Positive Action*, March 1998)の一部として記述されている。

3 「全国ジュニアスポーツ計画」の骨子

「全国ジュニアスポーツ計画」は具体的には以下のような個別の補助金制度を総称したプログラムで推進される。すべてはイングリッシュスポーツカウンシルによって統括されているが、それぞれは異なった団体の協力の下に、異なった対象と目的を持っている。それらが総体として子どもたちのスポーツ発展を意図している。

(1) 「チャレンジ基金」(ESC)

この基金はメジャー首相の積極的なバックアップで作成された『スポーツ…ゲームを盛り上げよう』(一九九五)の具体化策として一九九六年一〇月から二年計画で進められている。一九九六／七年度は一〇〇万ポンドを設けた。学校と既存の地域スポーツクラブとの関係強化、あるいは新規の連携の発展のための援助のためにある。

この場合のクラブは、①会則がしっかりしている、②誰にでも会員資格を開いている、③スポーツ連盟に登録されている、ことが必要である。コマースィヤルクラブでも、この場合、営利を目的としない場合にのみ可能である。すべての中等学校(一一—一八歳)が申し込むことが出来る。しかし一校一申込である。申込はスポーツクラブからはで

きない。

各学校は子どもたちの生涯スポーツにとって決定的に重要である。四つの活動計画を提出すれば、各学校毎に最高一、〇〇〇ポンド（全体の予算額の八〇%まで）の補助金を援助する。この場合男女共学校であれば男女二つずつでもよい。足りない部分の二〇%は「クラブや学校の財政」「地域スポーツカウンシル等のボランティア組織」「スポーツ連盟」「スポンサーシップを通じた商業部門」「地方自治体」「地方教育委員会」等から補充することが求められる。四つの活動計画は以下のものが可能である。

- ・ コーチの補充、養成
 - ・ 学校やクラブを基盤とする新たな活動
 - ・ 新たな競技会の開始
 - ・ 子どもたちを引きつけるためのクラブの入会活動
 - ・ 関連資料の発行
 - ・ 備品を揃える（ボール、ラケット、子供用備品、bibs)
 - ・ 輸送費（ミニバス雇用等）
 - ・ 学校外のクラブ施設などの借用料等
- しかし、以下のものは不可能である。
- ・ 既存の活動への補助
 - ・ 部活動へ参加する教師への給与補給
 - ・ 新施設建設費

- ・個人の用具や衣類
- ・ミニバス等の購入

また、この補助金が終了した後、この事業がどれだけ継続されるのかも明記する。上限一〇〇〇ポンド（二〇万円）であるからたいした額ではないが、上記の様な活動計画を推進するための契機としては有効である。初年度の実績は、四〇九（イーストミッドランズでは五二）計画が採用された。

こうして学校と地域との連携が着実に進められている。

- (2) 「スポーツマーク賞」と「スポーツマーク金賞」(ESC、PEA、BAALPE)
「スポーツマーク賞」「スポーツマーク金賞」とは学校の教科体育や部活動の質的發展を意図して設けられたものである。

この「スポーツマーク賞」「スポーツマーク金賞」を得ることは次のような利点がある。

- ・父母へのアピール度がある。現在学校は学区制の廃止、父母の自由選択制となり、学校にとってその積極的なイメージづくりが重要になっている。この賞は中等学校を対象とし、受賞すると向こう三年間「スポーツマーク賞」「スポーツマーク金賞」受賞のロゴを使用でき、父母や地域へのアピール度が格段にあがる。学校の部活動によって教育への付加価値と地域との連携が示せる。

・学校評価委員会(OFTSED)の評価を受けられる。

・ナショナルロッタリー(国営宝くじ)のスポーツ振興基金に申し込む上で有利。

・学校と地域クラブの連携を強める「チャレンジ基金」への申込で有利。

賞は七部門(Section)に分かれている。いくつかを見てみよう。

〔第1部門〕

・ナショナルカリキュラムのキーステージ3と4では、先ず体育の実施が週二時間以上である。(しかしこれはその学年段階からして大変困難なことであり、部活動で対応してもよい。)

〔第3部門〕

・教科以外に、選択する生徒には週四時間以上の活動を保障する。プログラムはナショナルカリキュラムの競争、非競争種目を反映する。活動はすべての能力の生徒に対応する。

・ナショナルカリキュラムの2領域から3種目以上を、すべてのレベルの生徒に保障する。
・三三%以上の生徒が常時部活動に参加する。

この段階での「スポーツマーク金賞」は以上の他に、

・五〇%以上の生徒が常時部活動に参加する。

・ナショナルカリキュラムの四領域から六種目以上を保障する。

〔第5部門〕

・部活動指導者はコーチ資格かリーダー資格を有する。

〔第7部門〕

・生徒自身がスポーツ連盟の資格、賞を取得する。例えば、CCPRのジュニアスポーツリーダー賞など。

以上のように部門のレベルが高くなるにしたがって、そこで要求される基準も高くなっている。だからこそ、この賞を得ることは学校による父母、地域へのアピールとして大きな意義を持つのである。この賞の初年度実績は、イーストミッドランズ地方で三九が受賞し、そのうちスポーツマーク賞が三五、金賞が四であった。

(3) 「教師のためのコーチ教室」(E S C、N C F)

教師は子どもの生涯スポーツを可能にさせるキーパーソンである。このコースは部活動を活性化しようと欲している教師のための新たな技術と知識と実践の場である。一九九六年一〇月から四年間の計画であり、初年度一九九七年度のイーストミッドランズの実績は、三五〇人以上の教師が二六コースに参加した。九八年度はバドミントンとバレーボールが新たに加えられる。コースは異なったレベルで設けられる。このプログラムの主要な特徴は以下の通りである。

- ・ 主要なカリキュラム種目に対応して一九九七年六月から七月にコーチング週間が設けられる(一九九七年版)。
- ・ すべては二日間コースである。
- ・ 指導員は教育現場と強い関係を有し、経験豊かである。
- ・ 費用は無料である。

その他、次のような企画も行っている。

- ・ B T T O P スポーツ計画に含まれる小学校教師のための特別コース。
 - ・ 地域、地方、国レベルのチームに関わり、スポーツ連盟スポーツコーチング賞の第三レベルを取得しようとする教師のための奨学金。
 - ・ 上級スポーツ連盟スポーツコーチング賞を取得するために、地域スポーツ計画や学校に関わっている学生のための奨学金。
 - ・ 自治体にとって既存の I N S E T 計画の中に、スポーツ連盟コーチング賞の第一レベルを含めること。
- ここで教師たちは次のような援助を受ける。

- ・最新の知識を学ぶ。
- ・新たな技術を学ぶ。

・新たな活動を学ぶ（特に部活動計画について）。

・新たな実践や技術を学ぶ（時には教科体育への応用が可能である）。

・スポーツ連盟の諸資格が取得できる。

（詳細は全国コーチング財団へ資料を申し込む）

学校スポーツ（教科体育、部活動）推進の要はいうまでもなく、教師である。最近、特に小学校の学校スポーツの低下が指摘されている。そのために『スポーツ・ゲームを盛り上げよう』他もその克服を強調している。また中等学校も含めて教師の部活動離れが深刻であるが、この計画のように、無料で、各種のスポーツ指導者資格を取得できる制度は、教師への大きな刺激策である。

(4) 「学校での地域スポーツ推進」(ESC、LSF)

地域による学校スポーツ施設の活用に関わる補助金・ロッタリースポーツ基金は上記の件に補助金を出す。これがカリキュラム改善のためだけを目的とするのであれば補助されない。これまで、学校内の改善が主で、地域との共用の提案が少ない。この補助金申請は次の内容を含むことを必須とする。

- ・明らかな施設不足であり、この計画で改善されること
- ・地域利用に週最低四〇時間を提供するものであること

この計画の主要な点は「共同の哲学」である。そして「地域との共同」という接近によってのみ、地域のスポーツ要求を把握でき、また学校のスポーツ施設も地域の幅広い要求を視野に入れてこそ、実現しうる。

申込はすべての学校が可能であるが、普通は建設費の六五%の補助である。しかしその計画が SCS I (School Community Sport Initiative) のガイドラインをすべて満たすものであるならば、八〇%まで可能である。

この計画の資金援助は魅力的だが、その条件の一つに「週四〇時間以上」を地域利用に供出する事が謳われている。これは学校教育としても極めて厳しい条件である。土・日の早朝から深夜まで開放しても、それぞれ一二時間として合計二四時間である。あと一六時間を週日五日で、例えば一日三時間以上を開放することになる。こうなると、学校という場が、単に学校教育という狭い概念では捉えきれない、地域全体の教育の場としての意識の変化と、そのため運営方法が問われる。

SCS I のガイドラインとは以下のようである。

① 財政、計画、デザイン

- ・ 他の補助金にも応募すべきである。
- ・ 財政的必要性が証明されなければならない。
- ・ 提案された施設はその地域で不足していること。計画は自治体の戦略やスポーツ連盟の計画と連携すること。
- ・ 学校、クラブ、地域活動の明確な連携があること。
- ・ 計画、デザイン、施設の準備はイングランドスポーツカウンシルのガイドラインや出版物に合致するもの。

② 共同

- ・ 各学校は学校運営の中に、地域活用の政策を含めるべきである。自治体やスポーツ連盟は主要なパートナーであり、提案について相談を受けるべきである。
- ・ 公式な地域活用同意書が、関係者の間に必須である。

- ・ 共同活動は子どもたちの利益のためである。
 - ・ 連携は、施設活用を最大限にするために、他の学校や教育機関、特に小学校とも密接な関連を持つべきである。
- ③ スポーツ発展計画
- ・ スポーツ発展の目的・目標は詳細に検討されるべきである。
 - ・ 活動計画は次の事項を含むべきである。
 - ・ 学校の部活動と地域の活動との連携。
 - ・ 部活動では、中等学校で週二五時間（総時間）以上、小学校で一〇時間以上が提供されることを、イングランドスポーツカウンシルは期待している。
 - ・ 発展計画が子どもたちに認識されるべきである。例えばTOP Play, BT TOP Sport, TOP Club, Champion Coaching等、「全国ジュニアスポーツ計画」の一部となっているものは特にである。
 - ・ 部活動や地域スポーツに関わるすべての人が、コーチ資格やリーダー資格を取得する機会を得るべきである。
 - ・ 子どもたちは適切な競技の機会を与えられるべきである。
 - ・ 施設活用計画も作成されるべきである。それらは子どもたち、民族的少数者、女性、障害者、低所得層の家族等を含むべきである。
- これらの施策による学校への利点として以下が指摘されている。
- ・ 子どもたちへのよりよい参加機会の保障がある。
 - ・ 子どもたちの社会的、個人的な成長に貢献する。
 - ・ 学校外のスポーツへ継続的な参加を奨励する。

- ・ 学校スポーツ計画へ新たな理念や熱意を注入する。
- ・ 外部指導者を導入する。
- ・ 地域での学校の評判を高める。

しかし、学校と地域の連携において、あくまでも学校や教師が責任の中心を占めるべきであり、外部指導者等は教師への補助であるべきで、決して代替ではないと強調している点も重要である。一九九七年度の実績では、全国で三〇企画が採用され、イーストミッドランズ地方では四企画が採用された。また、イーストミッドランズ地方では調査対象の学校の八八％が何らかの地域への開放を行っており、八三％の学校（中等学校九六％、小学校六〇％）が余力を有している。そして九一％の学校が、地域による学校活用が地域との統合の上で大きく貢献していることに同意している。(Centre for Leisure Research in East Midlands Council for Sport and Recreation, *Schools as Sports Providers*, 1995)

(5) 「チャンピオンコーチング」

この計画は、一一一六歳の高度化を目指す子どもたちを対象として、質の高いコーチングを保障するものであり、イングリッシュスポーツカウンシル、全国コーチング財団、地方教育委員会、スポーツ連盟、学校、地域スポーツクラブが協力して推進する。

これまでにイングランド内で一一七計画が実行され（イーストミッドランズでは県レベルの企画が五件）、六万人の子どもたちと一、〇〇〇の中等学校が参加している。

この計画ではコーチの発掘と発展、よりよいコーチング機会の創出、ジュニアクラブへの支援等を追求している。これまでに以下の一七種目が参加した。

陸上競技 女子サッカー オリエンテーリング 水泳 バドミントン 体操 ラグビーリーグ 卓球 バスケケット
ボール ホッケー ラグビーユニオン テニス ボッチャ ネットボール スカッシュ バレーボール クリケット

4 関連機関の役割

以上のような補助金を得て、ジュニアスポーツ計画を推進する上で、次のような組織、機関、事業、個人の持つ役割は重要である。そのうちのいくつかを見てみよう。

(1) 「小学校の役割」

小学校での経験は子どもたちの生涯スポーツ参加の上で決定的な重要性を持っている。『スポーツ…ゲームを盛り上げよう』（一九九五）でも学校スポーツは重要視され、特に各学校要覧ではスポーツ項目を設けることが強く求められている。そのうち、

① 体育カリキュラム…週二時間確保。

② 部活動…各子どもにとって週四時間確保。バランスよい活動、過熱厳禁。全員に参加の機会を設ける。

③ 地域スポーツクラブとの連携…コーチ派遣、子どもの高度化への機会の保障。

以上、学校は①②③へと繋がる自然なプロセスがあるかどうかを検討し、学校スポーツの在り方と地域スポーツクラブとの連携を求めめる必要がある。

(2) 「中等学校の役割」

小学校とはほぼ同様である。ただ、中等学校の場合、実社会へより近い分、卒業後のスポーツ継続への配慮が重要で

ある。

(3) 「スポーツクラブの役割」

いかなる政策、活動計画といえどもそれぞれのスポーツクラブに共通する事項を持っている。

- ・子どもたちが興味や活動を持続する事が出来る初心者やジュニアチームの導入
- ・いろいろな能力の子どもたちとの活動、そして適切な競争機会の設定
- ・子ども指導のコーチの養成と補充
- ・学校との連携と教師への援助の発展
- ・既存の成人クラブへの子どもたちの統合化

上記の理念を現実化するために次のような事項が必要である。

① 地域クラブに子どもたちの興味を引きつける

- ・学校を訪問して紹介活動をしたり、部活動顧問と共に活動する。
- ・あなたのクラブで学校や子どもたちを組織化する祭典をひらく。
- ・ユースクラブや他の青少年組織を訪問する。
- ・地域新聞やメディアでああなたのクラブの活動や子どもの活動成果を公表する。

② 子どもが参加してきたとき何をするか

- ・歓迎し、彼らが何をしたらよいか、何を期待するかを説明する人を任命する。
- ・送り迎えの親がいる場合には、親との世間話 (chat) も必要である。
- ・ともあれ、歓迎されていることを伝える。

③ 学校との接触

スポーツカウンシルは、地域スポーツクラブと学校との公式な連携を發展させるための「チャレンジ基金」を設立している。既によい関係を作り上げている多くの事例がある。それらのクラブでは学校担当者を設け、次のような活動をしている。

- ・ 中等学校では体育科の主任、小学校では体育カリキュラムリーダーを把握する。
- ・ ナショナルカリキュラムとそこでの体育の役割を把握する。
- ・ 地域の学校でああなたのスポーツ種目が行われるレベルや頻度を把握する。
- ・ 学校がああなたのクラブに期待するものを確かに把握する。

④ 学校への補助

- ・ 学校に、ああなたのスポーツ種目クラブを新たに設立したり、既存クラブを拡大する。
- ・ スポーツ促進の方法について教師へのガイダンスをする。
- ・ 備品の貸与やさらなるコーチ派遣をする。
- ・ ああなたのスポーツ連盟やその他への紹介をする。

⑤ ジュニア部門の運営

次の事項を提供する。

- ・ 適切なコーチと共に、初心者コースの開講。
- ・ 多様なレベルでの競技会の開催。
- ・ 子どもたちがそれぞれのレベルでの技術習得の機会。

・あなたのスポーツ連盟のコーチ計画や賞への接近。

⑥ 新コーチの発見

各クラブは、昼間ないし夕方に子どもたちを見てくれる新コーチを見いだすのは困難であることを認識している。しかし、体育関係者、両親、ないし現役を退いた人等からそのコーチを見出せるかもしれない。

⑦ コーチ教育と支援

子どもをコーチすることは異なった技術や接近を必要とする。コーチトレーニングは次のような内容を含む必要がある。

・全国コーチング財団の子ども導入バック(体系)

・全国職業資格(National Vocational Qualification)

・あなた自身のスポーツ連盟のトレーニング計画(それは競争、ストレス、身体発達、精神発達、動機づけ、運動発達、トレーニング原理、傷害予防を含む)

その他、コーチを支えるための体制(施設確保、用具設定、送迎、用具管理)が必要である。

⑧ フェアプレイのガイドラインの発展

相手選手に友好性を示す、審判に文句を言わない、言語的、身体的な反則をしない、ナイスプレイには拍手するなど、子どもたちに好例を示す必要がある。

・子どもたちは、彼らの楽しみのために参加しているのであって、あなた方のクラブのためではないことを自覚する。

・常にルールに則ってプレーするように子どもたちを激励する

・審判たちも同様に楽しむよう強調する

・過度の失望なしに敗北を受け入れるように指導する

・子どもたちが過剰に興奮しているときやルールを犯しているときには、適切なアドバイスやカウンセリングを与える。

⑨ 他に誰が援助できる？

子どもへのスポーツ提供は多くの人の共同と連携による。

・他の施設―学校、スポーツセンター、自治体レクリエーション部門は他のスペースを提供できる。

・補助金―あなたの種目の連盟、自治体、スポーツ推進員、地域産業のスポンサー、ロッタリースポーツ基金。

・技術的専門性―あなたの連盟、全国コーチング財団。

・支援資料―ユーススポーツトラストはスポーツ連盟と協力して資料を開発している。

・経験―既に子どもたちと活動した他のスポーツクラブの経験を分かち。

・一般的アドバイス―地域子どもスポーツ発展グループとレクリエーション部門はあなた方の質問に対応できる。活動の評価…活動をいかに評価したらよいか。以下のような簡単な基準で検討する。

・ジュニアのメンバーやチーム数の増加。

・ジュニア競技での成功。

・より多くの子どもが代表権を獲得する。

・有資格コーチの増加。

・成人チームへの関心を持つ子ども数の増加。

その他、子どもらにとってあなたのクラブがいかに見られているかも重要である。したがって、子どもたちにとって次の条件が満たされているだろうか。

- ・暖かく歓迎されているか。
- ・暖かい部屋で更衣できるか、待っているとき暖かい場所があるか。
- ・子どもが相談できるような大人がいるか。
- ・適切な備品がそろっているか、そもそも自傷した場合適切に対応してくれる人がいるか。
- ・ドリンクを買ったり、友だちと世間話ができるか。
- ・ビデオを見たり、スポーツ本や写真を見たり出来るか。
- ・子どもたちを待つ両親のための場所があるか。
- ・安全な交通機関があるか、容易に帰宅できるか。

これまで、スポーツカウンシルは学校教育とはあまり関わってこなかったが、一九九五年の『スポーツ…ゲームを盛り上げよう』辺りから、積極的な学校との接触を追求するようになっていく。ここでは、学校への地域スポーツクラブからの接触の在り方が述べられている。そしてそれらは今後の学校にとって「外部講師招聘」の在り方への大きな示唆を与えるものである。さらに、地域スポーツクラブがこれだけの配慮を子どもスポーツに向けていることは、クラブ側の体制の確立がなければあり得ない事である。

(5) 「青少年スポーツ推進グループの設立」

地域の関連組織の協力を推進するためのものであり、最初はオープンな会合、フォーラムの開催から始める。時々特別な専門団体、例えば全国コーチング財団、スポーツカウンシル、イギリス障害者スポーツ協会等からのガイド

ンスも受ける。こうして、グループを設立して推進の母体とするものである。

以上の他、「青少年事業の役割」「公共部門のレジャー提供の役割」「スポーツ連盟の役割」「スポーツ施設管理者の役割」「地域スポーツ特別推進グループの設立」等も有る。